

世界標準の 先住民族政策を 実現しよう！



アイヌ政策検討
市民会議
中間レポート

アイヌ政策検討市民会議
Citizens' Alliance For The Examination of Ainu Policy

2018・4

CONTENTS

03 はじめに

04 宇梶静江「アイヌなるものを探し求めて」

Part 1 アイヌモシッ植民地化の歴史的不正義

07 井上勝生／吉田邦彦「未完のアイヌ民族共有財産問題」

08 清水裕二「アイヌ遺骨の尊厳ある返還のために」

09 田澤 守「軽視され続けるエンチウ」

10 小坂洋右「千島アイヌの運命」

11 資料・アイヌ民族に対するおもな強制移住（1870～1900）

Part 2 アイヌ先住権侵害の実例

13 萱野志朗「アイヌ語の権利」

14 貝澤耕一「土地と森の権利」

15 島山 敏「海の資源に対する権利」

16 多原良子「アイヌ女性への複合差別問題に取り組んで」

17 島田あけみ「ダコタ・アクセス・パイプラインをめぐるネイティブ・アメリカンとの連帯
／現在の政府のアイヌ政策とこの市民会議に対する思い」

Part 3 日本のアイヌ政策を検証する

19 マーク・ウィンチェスター「ヘイトスピーチ解消法」

20 若月美緒子「検定教科書のアイヌ史観」

22 広瀬健一郎「現行のアイヌ教育政策の問題点」

23 ジェフ・ゲーマン「先住民族教育の核心／その見えざる汎用性とアイヌ教育の実態」

24 田中 宏「二風谷ダム判決の光と影」

Part 4 市民によるアイヌ政策をめざす

26 吉田邦彦「アイヌ政策の今後の方向性——補償アプローチの必要性」

28 丸山 博「先住民族政策への人権アプローチ」

29 エリック・K・ヤマモト「大勢がみなさんを応援しています」

30 テッサ・モーリス＝鈴木「いまこそ新しいアイヌ政策を！」

31 チャールズ・ウィルキンソン「ともに希望を語り合おう」

32 これまでのアイヌ政策検討市民会議の活動（2016年～2017年）

はじめに

世界標準の 先住民族政策を 実現しよう！

アイヌ政策検討市民会議
中間レポート2018・4

アイヌ政策検討市民会議は、2016年4月、^{う かじしず え}宇梶静江氏、^{お がわりゅうきち}小川隆吉氏、^{かいざわこういち}貝澤耕一氏、^{かやの しろう}萱野志朗氏、^{しみずゆうじ}清水裕二氏、^{たかぎ きくえ}高木喜久恵氏らアイヌのフチ、エカシに加え国内外の研究者を含む20名が呼びかけ人となって発足した。

その目的は、開かれた場で現状のアイヌ政策を諸外国の先進事例や国際人権法などの観点から批判的に検討し、アイヌの自決権に基づく^{だいたいさく}代替策をアイヌを中心につくり、国や北海道はもとより、^{てっばい}国連の人種差別撤廃委員会・人権監視委員会など関係諸機関に提示することにある。

発足後、2年間に6回の集会を札幌で重ね、現状のアイヌ政策の問題点を検討してきた。中間レポートはそのまとめである。

「北海道命名150年」といわれる2018年内には、そのレポートを代替策作成のための基礎資料として、札幌以外の場所でも集会を開催し、アイヌの自決権に基づく代替策をアイヌを中心に作ることを目指したい。

なお、中間レポートには、市民会議での発表者以外に、市民会議の趣旨に賛同し活動を支持する運動家やジャーナリスト、海外の研究者らにも寄稿をお願いしました。

2018年4月



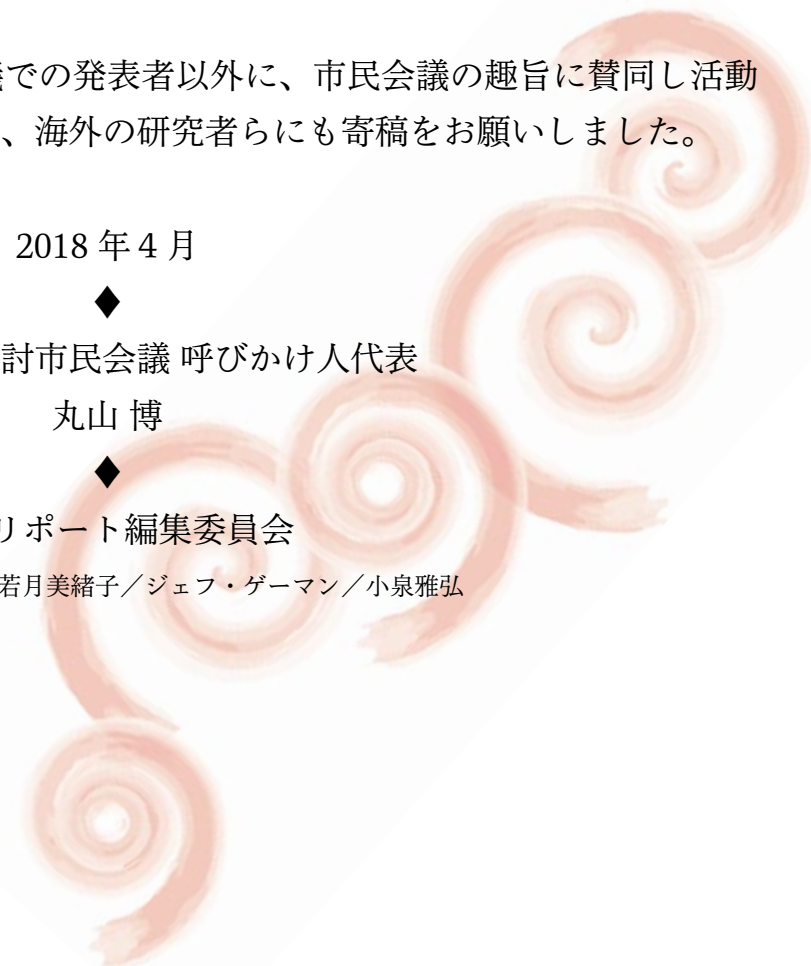
アイヌ政策検討市民会議 呼びかけ人代表

丸山 博



中間レポート編集委員会

平田剛土（責任者）／若月美緒子／ジェフ・ゲーマン／小泉雅弘



アイヌなるものを 探し求めて

うかじしずえ
宇梶静江

古布絵作家、アイヌ解放運動家

私はいま 83 歳です。姉や両親、そして祖先のもとに行く日もそう遠くないと思っています。23 歳で東京に出て、和人と結婚し、38 歳になったときに、朝日新聞に「ウタリよ手をつなごう」という文を寄稿しました。それがきっかけになって、首都圏アイヌの運動が始まったと言われています。しかし、私は政治的な運動をするつもりはありませんでした。アイヌとして死にたい、粗野かもしれないが、アイヌプリの串いの儀式で先祖のもとに行きたい。そのために、東京の地でもウタリと集りたい、集って胸襟を開いて、これまでの喜び、苦しみ、悲しみを語り合い、アイヌとしての自分を確かめたい、それだけの気持ちでした。

私にはアイヌの血が流れている。アイヌの血が私を突き動かしてきた。それは確かなことです。しかし、アイヌの血が私に語りかけていることが何なのか、それを言葉にすることはなかなかできませんでした。

朝日新聞に寄稿してから四半世紀たって、63 歳でアイヌ刺繍を習い始めました。そのとき、ある展示会で見た作品がヒントになって、古い和服の布をアイヌ刺繍で重ねて、アイヌの物語を語れないかと思いました。「目で見えるアイヌ叙事詩」という言葉が頭に浮かびました。語るべきアイヌの物語はどこにあるのか。私はコタンの守り神のシマフクロウの物語を絵にした

いと思い、探し始めました。そして、アイヌ・ユーカラに出会いました。2007 年に『シマフクロウとサケ』という絵物語が完成しました。私はアイヌ刺繍と和服地で生み出す作品を古布絵と名づけました。

ユーカラで語られる物語では、さまざまなカムイが私たちに語りかけてくれます。私たちが人間としてどうあるべきか、万物とどうつながるべきかが物語という形で示されています。

アイヌの叙事詩は私の体のなかを流れるアイヌの血をたぎらせてくれました。これこそが私たちの祖先が私たちに伝えてくれたアイヌの精神性なのだと思に落ちたのです。私が探し求めていたものが見つかったと思いました。

先祖が縄文の末裔として開花させた豊かな精神性は、長い植民地支配、同化政策の歴史のなかで、次第に失われていきました。それでも、私の子供のころには、どうちゃんやかあちゃんが真剣にカムイノミをしている姿、近所の人たちがいろいろのまわりに集まって、夜を徹して食べて、飲んで、床が抜けんばかりにダイナミックに歌い、踊っていた姿を私は見えています。苦しい暮らしのなかで、アイヌであることを確かめ合う一瞬でした。しかし、それももう過去のことになりました。

いまの私たちの暮らしのなかで、アイヌであることに喜びを感じる瞬間がどれほどあるのでしょうか。アイヌであることに喜びを感じる力は外から与えられるものではありません。自分の心から湧き上がってくるのです。いかに私たちが心までも近現代の日本によっ

て^{しゅうだつ}収奪されているとしても、私たちがアイヌの血を受けついでいる限り、その力の^{ほうが}萌芽は体の中に生きています。その芽を花として開かせてくれるものがアイヌのユーカラなのだと思います。

アイヌ・ユーカラはノーベル文学賞の候補にもなっていると聞いています。それほど素晴らしいものを先祖は私たちに伝えてくれているのです。ユーカラを通して、私たちアイヌはアイヌの精神を取り戻す、アイヌの精神性を^{ふっこう}復興させたい、それがいまの私の一番の願いです。ウタリと共に、ユーカラを読み、その一部でも不十分なアイヌ語で語る、それがアイヌにとっての^{しきじ}識字教育だと思います。そんな場が持てたらと思います。

10月に、「チャシアンカラの会」が主催するアイヌ感謝祭が新横浜であり、そこで話をする機会がありました。そのときも、ユーカラの話をしました。「チャシアンカラの会」は首都圏アイヌの集いの場を作ろうと首都圏アイヌの有志が立ち上げた組織です。首都圏には生活館がありません。私たちはそこから始めなければならないのです。東京の八重洲にはアイヌ文化センターがあります。しかし、これはアイヌ文化^{やえす}振興・研究推進機構の東京オフィスです。「チャシアンカラの会」は、国や東京都に作ってもらうのではなく、自分たちの手で集いの場所を作りたいと思っています。アイヌが所有し、アイヌのために、アイヌが運営する集いの場所づくりを目指しています。

アイヌ感謝祭で、私のあとに、コンゴ共和国でゴリラの保護活動をしておられる西原さんという方がコンゴの先住民ピグミーの話をしてくださいました。ピグミーは森で狩猟採集の暮らしをいまも続けている人たちです。ゴリラの住む森はピグミーが住む森です。その森が他の人間によって浸食され、どんどんと少なくなっているというお話でした。西原さんのお話でピグミーに興味を持って、本を読んでみました。そこにハチミツ採集の話が出ていました。ハチミツはピグミーにとって特別な食べ物で、彼らが森から離れられないのは森にハチミツがあるからなのだそうです。ミツバチが森のなかを飛び交うシーズンになると、ピグミーたちは何を^とおいてもミツバチの巣を探しに行きます。ミツバチの巣は発見した人の所有物になります。しかし、^{さいしゅ}採取したハチミツは分かち合うという^{ふぶんりつ}不文律があります。採った人だけのものではなく、みんなに^と分配するのです。分け与えるという行為が人々の絆、コミュニティの平和のいしずえとなっていたのです。

これを読んで、私たちがユーカラで学ぶ世界が実際にいま生きられている、そのことに私は感銘^{かんめい}を受けました。そして、私たちもユーカラから学ぶ、自然、カムイ、人間のあいだに存在する平等の精神を^{じっせん}実践しなければならないと思いました。いま世界には戦争や暴力の嵐が吹き荒れています。その世界に対して平等、平和を訴えることができるのは、戦争や暴力を生み出さない精神のシステムを持っている先住民民族です。

戦争や暴力が日本でもひたひたと忍び寄ってきています。それに対してアイヌが立ち上がるには、アイヌの精神性の復興が必要です。これはアイヌ自身が取り組む問題です。でも、私たちの暮らしに余裕がなければ、ユーカラを読む時間もありませんし、ウタリと集うこともできません。

アイヌの生活を安定させるには国の政策が必要です。いまアイヌ政策づくりがアイヌ政策推進会議で行なわれていますが、6年たってもまだ最終案を正式に政府に提示していない。それなのに、「民族共生^{しやう}を象徴する空間」という、妙な名前のついた箱ものの建設だけは既成事実として進んでいます。^{すがよしひで}菅義偉官房長官は、アイヌ政策推進会議で「オリンピックが2020年の7月24日から始まりますので、その前には完成させて、アイヌという先住民民族について私たち日本としてしっかりと守り、そして、推進している姿を海外の皆さんにも見てもらおうと思っている」と発言しています。私は80年の人生のなかで、アイヌが政府によってしっかりと守られてきたという実感はまったくありません。大きな箱を作ることがアイヌを守ることだという、^{ばかばか}馬鹿々々しい考えにアイヌはついていけません。

ただ、その箱ものに「民族共生」という言葉をつけるのであれば、共生のあかしとなることも同時にやっていただきたい。施設のオープンにあたっては、国がアイヌ民族に対するこれまでの収奪に対して、しっかりと^{しやざい}言葉で謝罪していただきたい。それを受けて、カムイノミ、イチャルパが行なわれる。そうなれば、この施設のオープンにも意義が生まれます。国の謝罪は多くのアイヌの心の癒しとなります。アイヌ民族と国との和解の第一歩となるはずです。この市民会議もぜひそのことを強く訴えて欲しいとお願いいたします。

(2016年11月19日、アイヌ政策検討市民会議・第3回会議でのスピーチから)

Part 1

アイヌモシリ 植民地化の 歴史的不正義

Historic Injustices to the Ainu People

Concerned that indigenous peoples have suffered from historic injustices as a result of, inter alia, their colonization and dispossession of their lands, territories and resources, thus preventing them from exercising, in particular, their right to development in accordance with their own needs and interests

先住民族は、とりわけ、自らの植民地化とその土地、りょういき領域および資源のだっしゅ奪取の結果、歴史的な不正義によって苦しみ、したがって特に、自身のニーズ（必要性）と利益に従った発展に対する自らの権利を彼／女らが行使用することを妨げられてきた

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」前文より。市民外交センター仮訳

未完のアイヌ民族共有財産問題

いのうえかつ お
井上勝生

北海道大学名誉教授

共有財産損害の甚大さ

北海道は、「内国植民地」と言われるが、アイヌ民族との関係では、今なおそのことは妥当する。

十勝アイヌの長老吉田菊太郎氏が残した記録（「中川旧土人財産保管組規約」など）が示すように、当時のアイヌ民族が行なう漁業の経営母体として、アイヌ民族共有財産があり、それを管理する組合があった。

ところが、差別立法としか言いようのない《北海道旧土人保護法》により、北海道庁の管理に組み入れられることとなった。その額は現在、名目額で130万円余に減っているが、今日的な貨幣価値では、億単位となる。しかもその管理は杜撰で、たとえば、札幌精糖会社や札幌製麻会社などの御用会社の株券に替えられ、その不良経営から多大な損害を被っている。

1997年の上記保護法の廃止とともに、この共有財産返還手続きが開始されたが（《アイヌ文化振興法》付則3条）、それを巡り20世紀末に小川隆吉エカシを中心として訴訟提起がされたが、結局請求は認めら

れなかった。しかし2004年の札幌高裁判決では、管理調査不明の財産があることが認められた。しかし同条には、「現に管理する」財産の返還とあるために、認められなかった。アイヌ共有財産に関する台帳公開や財産管理の説明はなされておらず、『新北海道史』の説明も不十分である。

「保護」とは名ばかりの北海道旧土人保護法

しばしば、上記保護法の立法理由として、『アイヌ民族の保護』と言われるが、問題なのは、『官による杜撰な管理』の方である。しかも、上記十勝文書では、1893年の古民財産管理法や1894年の中川旧土人財産保管組規約など、自律的で旺盛な共有財産の経営管理活動に裏打ちされていた。ところが、保護法2条はそういうアイヌ民族の金融活動も閉塞させた。2009年の有識者懇談会報告書では、このアイヌ共有財産問題に全く触れられていないが、今まさに継続中の未完の補償問題として、アイヌ共有財産問題が検討されるべきである。

補注 吉田邦彦 北海道大学大学院法学研究科教授（民法）

本稿は、井上名誉教授の2016年8月の当市民会議での報告およびそれに関連する同教授の論文「近代アイヌ民族のたたかい」（越田清和編『アイヌモシリと平和』法律文化社、2012年、9頁以下）を、同教授繁忙のため吉田が要約したものである（本稿には同教授の校閲をいただいている）。

民法学者の立場からも、共有財産返還手続きで、名目主義が採られて増額評価がなされなかったのは、通説・判例に反するあり得ないことであり、また眠れる共有財産があるとすれば、補償問題として議論すべき最優先課題とも言えるだろう。

共有財産訴訟の弁護団の房川樹芳弁護士は、総有論に触れられたとのことだが、その議論は、近時の遺骨返還にも応用できるであろう。その意味で、これも民法学の常識の部類である。アイヌ民族（ないしそのコタン）の集団的権利を否定しようとする日本政府ないし有識者懇談会報告書の論理も、再考を余儀なくされていると思われる。

アイヌ遺骨の尊厳ある返還のために

しみずゆうじ
清水裕二

コタンの会代表

北海道大学の和人学者たちが「研究のため」「アイヌのため」とうそぶいて各地でアイヌの墓地を暴き、尊い先祖の御遺骨を持ち去って85年あまりが経つ。被害地のひとつである浦河町杵臼コタンの遺族たちが2012年、「遺骨をコタンの土へ返せ」と初めて北海道大学を提訴したが、超高齢で裁判の継続が難しくなり、苦渋のうちに和解協議に移行し、2016年3月25日に和解が成立した。原告が慰謝料請求を取り下げかわり、被告は遺骨16体の返還に応じる、という内容である。この間の協議で、身元不詳の御遺骨をだれが引き取りうるのかという課題が生じたため、遺骨を受け入れて再埋葬地を管理する地域団体として、地元・日高地方にゆかりのアイヌ有志によって「コタンの会」が設立され、新冠町出身の私が代表を務めている。

こうして85年ぶりに先祖を地元にお迎えできることになったのだが、すでに一度葬儀のすんでいる御遺骨を再埋葬するなど、前例のないことである。「コタンの会」は創造的・前進的・積極的な工夫を凝らしながら、慎重に再埋葬や儀式をとりおこなっている。

コタンの会の3つの基本方針

長くたなごらしにされてきた御遺骨たちの尊厳を回復するために、「コタンの会」は3つの基本方針を掲げている。

第1に、「コタンの会」は、アイヌの先祖をないがしろにし続けてきた北海道大学や日本政府、また学者・研究者たちに対し、高い倫理観にもとづく心からの謝罪を求めている。第2に、「コタンの会」は、被害各地のアイヌに対して、自らの意志で遺骨を受け入れ、アイヌプリの慰霊をしようと呼びかけている。そして第3に、この遺骨返還を、私たちアイヌが先住権回復運動によって和人から勝ち取った歴史的な成果であると位置づけ、日本の国内外に積極的に発信していく、という方針である。

これらの方針にもとづいて、2016年7月の3日間にわたって、「コタンの会」は初めて実際の事業にのぞんだ。

1日目は、北海道大学納骨堂（札幌）から杵臼コタンに85年ぶりに帰還した御遺骨をねぎらうカムイノミをとりおこなった。2日目は、御遺骨を長きにわたって不条理な環境に留め置いてしまったことに対するおわびの儀式を真心を込めてとりおこなった。そして3日目は、カムイノミの後、葬列を組んで遺骨を墓所に運び入れ、再埋葬とクワ（墓標）建立を行ない、安らかな永眠を願うイチャルパをねんごろにとりおこなった。

儀式には大勢の参加者が集い、この模様がメディアを通じて報じられると、大きな反響を呼んだ。

だが、決して楽な道のりではなかったことを私は告白しなければならない。御先祖に無礼はないか？ 古来の習慣が廃れてしまった現在、どうしたらアイヌプリの儀礼を再現できるのか？ アイヌにとって何が正しいのか……？ 返還日を迎えるまで眠れない夜が続く、やっとうとうとすると今度は悪夢に悩まされた。

それでも、極度の緊張の中にも真摯な気持ちで事業をやり遂げ、今では悪夢を見ることもおおよそなくなっている。素敵な再埋葬を実現できて、心底安堵しているところだ。

取り返した遺骨は全体の10%未満

ただし、課題は山積している。杵臼コタンへの返還・再埋葬に続き、2017年夏には浦幌アイヌ協会と紋別アイヌ協会が遺骨返還を実現させたが、大学や日本政府からはひとことの謝罪もない。内閣府・アイヌ政策推進会議はようやく「地域返還」の選択肢を設けたものの、白老町に建設するという「民族共生象徴空間」への遺骨再集約計画を取り下げようとはしない。政府計画に同意した北海道アイヌ協会の顔色をうかがってか、返還を求めて手をあげる地方アイヌ協会はほぼ皆無で、中には、早期の地域返還を求める会員たちの自由な発言を封じようとする動きさえある。

何より、全国12大学が保管する少なくとも1600体以上とされるアイヌ遺骨のうち、地元へ帰還した御遺骨は、まだ10%にも満たないのである。



軽視され続けるエンチュウ

たざわ まもる
田澤 守 樺太アイヌ協会

毎年6月の第3土曜、北海道江別市対雁の市営墓地で「樺太アイヌ慰霊祭」が執りおこなわれ、私は実行委員長を務めている。「樺太移住 旧土人之墓」碑(1931年建立)など、3つの墓碑の前で祈りを捧げるのだが、こんな場所の墓地に大勢の樺太アイヌ——エンチュウ——が眠っているのは、いったいなぜなのだろうか。

少数派の中の少数派

1875年(明治8年)、日本とロシアは「樺太・千島交換条約(サンクトペテルブルク条約)」を結んだ。2国間の国境を決める条約で、日本はクリル(千島)列島全部(18島)を領有すると引き換えに、それまで両国の「雑居地」だったサハリン(樺太)全島をロシア領と認めることにした(p10の小坂論文も参照)。

当時サハリン島には各地に約3000人の先住民エンチュウが暮らしていたとみられるが、この条約が成立すると、日本政府はただちに、このうち840人あまりを、初め宗谷海峡を隔てた北海道島の宗谷地方へ、翌年さらに石狩川下流部の対雁へと強制的に移住させた。だが送り込まれた先の住環境は劣悪で、コレラや天然痘が蔓延し、わずか数年の間に300数十名が死亡した。日本政府がエンチュウにもたらした大惨事の現場がこの対雁なのだ。

このように19世紀末から20世紀にかけて、日本とロシア(ソビエト連邦)の国境争いに巻き込まれながら、サハリンから北海道への移住を強いられたエンチュウたちがいた。その子孫の一人が私だ。

当然ながら、もともと北海道島に暮らしていた「北海道アイヌ」とは、エンチュウは言葉も技術・文化も、歴史も異なる。したがってエンチュウと北海道アイヌ(さらには北千島アイヌ)を一緒くたにできるはずもないのだが、現実には日本政府もメディアも社会も、北海道アイヌでさえ、エンチュウの存在をほとんど無視している。少数派の中の少数派、それがエンチュウである。

現在のところ、北海道在住者で、自分がエンチュウだと公文書で証明できる人は6人しかいない。たとえば

私の戸籍を調べても「エンチュウ」「樺太アイヌ」と記載されているわけではない。役場に確認を頼んだら、「外務省に問い合わせしてほしい」と断られたこともある。

エンチュウとして自己決定権を行使したい

そこで私は、江別の寺院などと協力して、故郷からの移住を強制されたエンチュウたちの系図づくりを進めている。自分たちのルーツをあらかじめ自分たちで調べあげておけば、われわれ——樺太アイヌ協会——自身が、みずからエンチュウだと認定できるようになる。

そうして樺太アイヌ協会として、UNDRIP(先住民の権利に関する国際連合宣言)が掲げる自己決定権を行使できるようにしたい。これまでのような、日本政府のご都合主義的な「アイヌ政策」提案をただ待つだけの受け身の態度は、間違っていたと思う。自分たちが自分たちの権利をはっきり意識し、実現させるための道筋を立て、それを日本政府にバックアップさせるという形こそ、本来あるべき先住民政策ではないのか。

自己決定権を行使する、つまり自分たちの望みを自分たちで決め、実現を目指すためには、まず自分たちの内部で「何を望むか」「それをどう実現させるか」を議論しあうことが重要だ。そのさい、同じ「アイヌ同士」の枠組みにあっても、エンチュウと北海道アイヌは異なる、という認識を全員で共有しておくことが前提になる。また、ひとくちに北海道アイヌといっても、地域やグループによってニーズはさまざまだろう。やはり個々の違いを認め合うことから議論をスタートさせたい。このアイヌ政策検討市民会議がそんな議論の場になればと願っている。

対雁での毎年の慰霊祭には、エンチュウだけでなく、北海道アイヌも日本人もその他の国の人たちも参列して、それぞれ真剣にアイヌの未来を語り合っている。そこでは「互いの違いを認め合いながらの議論」が成立している。このことに、私は光を感じている。



千島アイヌの運命

こさかようすけ
小坂洋右

北海道新聞編集委員

アイヌ民族は地理的、言語・文化的に「北海道アイヌ」「樺太アイヌ」「北千島（千島）アイヌ」の3集団に分けられてきた。そのうち、千島列島の島々やカムチャツカ半島南部を舟で行き来しながら海獣猟などで暮らしてきたのが北千島アイヌである。

コサックの侵入、明治政府の領土化

最初の外部侵入者はロシアのコサックで、1711年であった。言葉、姓名などでロシア化が進められ、1745年にはロシア正教の信者が174人記録されている。信者数から考えても、人口はおそらく数百人規模だったとみられる。

コサックは冷酷に毛皮税を取り立て、探検に同行させ、酷使や虐待を繰り返した。ロシアの支配を嫌って島々を逃げ回る人々も現れたほどだった。特にコサック100人隊長イヴァン・チョルヌイは1760年代半ば、無理な航海を命じて北千島アイヌの中から溺死者や凍死者を出したばかりか、逃亡者を惨殺するなどした。帰国後、同行した通訳が告発し、死刑判決を受けている。

ロシア皇帝エカチェリーナ2世は1779年、北千島アイヌと友好的関係を築くよう命じたが、そこには地域住民を懐柔して日本との条約締結交渉をスムーズに運ぼうとの思惑があった。

明治政府は1875年（明治8年）、ロシアと樺太千島交換条約を結び、千島列島は日本領となった。先住民族の意向を全く無視して結ばれた条約は、住民にロシアか日本か、3年以内に国籍を選ぶことを求めている。北千島アイヌにとっては郷里に居残ることは日本の支配下に置かれることを意味したが、約100人が故地に留まることを選んだ。それが人口の大半だったか、全員だったかの解明には、今後、ロシア側史料との付き合い合わせが必要である。

いずれにしても、ひとたび国民化すると、日本政府はロシアとの国境地帯にロシア化された人々が居住することをよしとはせず、1884年（明治17年）、説得の末、色丹島に全員を移住させた。北海道は三県時代

で、根室県令（知事）だった湯地定基自ら「樹林に富み、農業にも適し、貴重な黒毛のキツネもいる。海獣はいうまでもなく、サケ、マス、雑魚は多い」などと移住の利点を説いた。しかし、環境の激変や彼らにとっての資源欠乏などから生活は悲惨を極め、半世紀後の1933年に医師高橋房次が行った戸籍調査では、結婚、養子による転出があるものの、約100人から19家族42人に半減。江戸時代に生まれた人も含めた戸籍記載者の平均寿命は28.9歳だった。1930年代の日本人の平均寿命は48歳で、単純比較はできないものの、異常な死亡・減少率であり、短命だと言わざるを得ない。

住民に悲劇的な歴史を負わせた日露

北千島から色丹島への移住がどこまで強制性を帯びていたか——は、当時の説得がどのようなものだったか、より詳細な検討が必要だろうし、議論もあるだろう。だが、結果的に「騙して連れてきた」という側面が否めず、色丹島の窮状にも有効な救済をしなかった以上、不当な移住政策であったことは間違いない。

1945年にはソ連軍が侵攻し、色丹島を含めて北方四島の島民全体が北海道などへの脱出・送還を余儀なくされ、北千島アイヌの人々も例外ではなかった。道内に足がかりがなかったことから道東や道南などに分散し、集団としては消滅した。北海道アイヌ協会、樺太アイヌ協会はあるが、北千島の支部は従来なく、独自の組織も作られなかった。

筆者はこれまで3家族の子孫を訪ねたが、「ロシア正教の洗礼は受けているけれども、両親からはアイヌ民族（北千島アイヌ）の家系とは教えられなかったし、文化的な伝承もない。北千島アイヌの末裔であることは島のよその人から聞かされて知った」などと聞かされた。出自や文化を断ち切ることを色丹島で暮らした世代の親たちが選択したということだが、そうした親たちを責めることはできない。むしろ親やその前の世代に、それだけ過酷で悲劇的な歴史を負わせた日露の対応や政策こそが問われるべきだろう。

アイヌ民族に対する おもな強制移住 (1870 ~ 1900)



	年	移住地など	規模	理由	日本政府の土地政策
①	1872~73	余市：市街地のアイヌを市街地外へ	—	—	1872.2 永代売買禁止を解禁
②	1875~76	樺太→対雁（江別）：樺太からいったん宗谷へ（1875年）、翌年対雁へ	841名	日露国境確定による	1872.7 地租改正
③	1880~81	小樽：市街地のアイヌを高島町へ	21戸 67名	—	1872.9 地所規則
④	1883	足寄郡：郡内4カ村→足寄村	18戸	アイヌ「救済」	1872.9 北海道土地売貸規則
⑤	1884	北千島→色丹島	94名	日露国境確定による	1874.7 移住農民給与更正規則 1874.7 移民扶助規則全廃
⑥	1885	釧路→セツリ川上流	27戸	アイヌ「救済」	1874.7 屯田兵制度実施
⑦	1885~	河東・上川両郡（十勝）：両郡のアイヌを音更・芽室太・ケネの3カ所へ	53戸	アイヌ「救済」	1877.11 北海道地券発行条例
⑧		門別川上流 →沙流郡ニナツミ（沙流川西岸）	12戸	アイヌ「救済」	
⑨	1886	沙流郡ピラカ・シウンコツ・サラパ： それぞれ沙流川西岸のアイヌを東岸へ	計89戸	アイヌ「救済」	
⑩		沙流郡カバリ村賀張川畔 →厚別村字カバリ	31戸	アイヌ「救済」	1886.1 北海道庁設置 1886.1 北海道庁殖民地撰定事業
⑪		沙流郡ナヌニ村→厚別村字アカム	数戸	アイヌ「救済」	1886.6 北海道土地払下規則
⑫		網走：市街地のアイヌを市街東方へ	30戸	—	1886.6 北海道新設市街地貸下手続
⑬	1889~90	網走郡美幌外6カ村：各村のアイヌを美幌村アシリベツクシへ	16戸 93名	アイヌ「救済」	
⑭	1890頃	樺戸郡トック原野： 各地のアイヌをウスシベツへ	11戸	「保護地」設定	
⑮	1894	上川盆地： 各地のアイヌを近文（旭川）へ	36戸	「保護地」設定	
⑯	1894~	天塩川沿岸：名寄盆地のアイヌを内淵（名寄）ほかへ	29戸 102名	「保護地」設定	
⑰	1895	新冠郡滑若（ナメワッカ）村 →同郡姉去・万揃2カ村	十数戸	新冠御料牧場による	1894.2 「保護地」割り渡し 1896.5 殖民地撰定及区画施設規定
⑱	1896	紋別郡湧別村ヌボコマナイ： 同地のアイヌを湧別川西岸へ	十数戸	屯田兵屋建築による	1897.2 北海道土地払下規則廃止 1897.3 北海道国有未開地処分法
⑲	1894頃~	十勝平野：平野内のアイヌを数カ所の「保護地」へ	—	「保護地」設定	1899.3 北海道旧土人保護法
⑳	1897~02	弟子屈→屈斜路：弟子屈コタンのアイヌを屈斜路コタンに移す	8戸	弟子屈が御料農地となったため	

榎森進『アイヌ民族の歴史』、小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』、北海道史研究協議会『北海道史事典』、桑原真人ほか『北海道開拓と移民』、桑原真人『戦前期北海道の史的研究』を参考に作成。

Part 2

アイヌ先住権 侵害の実例

Case Studies of Violations of Ainu Indigenous Rights

Indigenous peoples have the right to the full enjoyment, as a collective or as individuals, of all human rights and fundamental freedoms as recognized in the Charter of the United Nations, the Universal Declaration of Human Rights and international human rights law.

先住民族は、集団または個人として、国際連合憲章^{けんしょう}、世界人権宣言および国際人権法に認められたすべての人権と基本的自由の十分な享受^{きょうじゅ}に対する権利を有する。

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第1条。市民外交センター仮訳



アイヌ語の権利

かやのしろう
萱野志朗

萱野茂二風谷アイヌ資料館館長

今から 29 年前、私が 30 歳でアイヌ語教室の事務局長として働き始めたころに比べると、アイヌ語教室に対する公的支援制度の拡充など、アイヌ語を学ぶ環境は少し良くなってきた面もある。しかし本当にアイヌ語を復興させるには全く不十分な状況だと言わざるを得ない。

生かし切れない国際条約・宣言

日本政府が 1994 年に批准した「子どもの権利条約」はこう謳っている（翻訳＝外務省）。

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。（第 30 条）

また「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B 規約）」（1966 年採択、日本政府 79 年採択）にはこうある（翻訳＝外務省）。

種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。（第 27 条）

さらに 2007 年に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」は国家にこう義務づける（翻訳＝市民外交センター）。

1 先住民族は、自らの文化的な教育法および学習法に適した方法で、独自の言語で教育を提供する教育制度および施設を設立し、管理する権利を有する。

2 先住民族である個人、特に子どもは、国家によるあらゆる段階と形態の教育を、差別されずに受ける権利を有する。

3 国家は、先住民族と連携して、その共同体の外に居住する者を含め先住民族である個人、特に子どもが、可能な場合に、独自の文化および言語による教育に対してアクセス（到達もしくは入手し、利用）できるよ

う、効果的措置をとる。（第 14 条）

こうした条約や権利宣言を根拠に、「アイヌ民族にアイヌ語を学ばせてくれ」と日本政府に要求する権利がわれわれにはあるはずだ。しかし現実にはほとんど無視されてしまっている。

自分たちで好きなように「どうしたいか」を決められる権利——つまり自治権があれば、アイヌ語の復興を含め、もっと自分たちの好きなようにできるはずだが、それが保障されていないことが根本的な問題であろう。

アイヌ語を日本国の公用語に

とはいえ、いくら日本政府に「アイヌ語を使ってもいいよ」と言われたとしても、われわれアイヌ自身がアイヌ語を使いこなせるようにならなければ、アイヌ語の復興はおぼつかない。

効果的なひとつのアイディアは、「アイヌ語公用語法」の制定である。この法律によって、第 1 に、北海道の一部にアイヌ語の公用語地域を設け、アイヌ語の使用を優先する。第 2 に、北海道全域でアイヌ語を公用語とする。ニホン語とともにアイヌ語で公文書を作成できるようにし、公教育にもアイヌ語を使用するのだ。

たとえば、公用語地域では役所への出生届・死亡届・婚姻届などさまざまな届出書類をアイヌ語で作成するようにする。提出する側も受理する側もアイヌ語を読み書きできるように学習する必要が生じ、アイヌ語は急速に普及するだろう。

現在の日本の公教育はほぼニホン語のみで行なわれ、日本の価値観に基づいた教育しかされない。アイヌ語を公用語化して、教科書や授業でニホン語と併用するようになれば、アイヌ語に込められている価値観と一緒に学ぶことができるはずだ。

アイヌ語を学び、アイヌ文化を学びたい人には、小学校・中学校・高校、そして大学まで、公教育でそれを学ぶことができる機会を提供する義務が、日本政府にはあると思う。

土地と森の権利

かいざわこういち
貝澤耕一

NPO ナショナルトラスト・チコロナイ理事長

私が暮らしている平取町二風谷は、北海道島の南部に位置しています。平取町の人口は約 5000 人、このうち 10% がアイヌ系です。二風谷地区に限ると、人口の約 70% がアイヌ系なのです。

ダムに沈んだ聖地、いまだ戻らず

この二風谷に住む私が、故萱野茂さんとともに 1993 年 5 月に起こしたのが、いわゆる「二風谷ダム裁判」です。二風谷ダムを建設するためにわれわれの所有地を強制収用したのは憲法に違反する、と北海道収用委員会を相手取って起こした裁判でしたが、ダム建設を進める建設省（現・国土交通省）や日本政府まで被告側につきました。なぜか。私たちアイヌの国を奪ったことを、日本政府は認めたくないわけです。

しかし札幌地裁（一宮和夫裁判長）は 1997 年 3 月、原告の訴えをほぼ認めて、「国は先住少数民族であるアイヌ民族独自の文化に最大限の配慮をなさなければならないのに、二風谷ダム建設により……本来最も重視すべき諸価値を不当に軽視ないし無視して、本件事業認定をなしたのであるから、（ダム建設）認定は違法」と判決しました。

ただし、すでに水を貯める段階に差しかかっていたダム工事は止められず、巨大なダムがそのまま完成してしまいました。そうしていまだに、日本政府はこの判決文を執行していません。あいまいとかズルいとか…。政府の不誠実さがよく分かります。

2017 年現在、日本政府は私たちアイヌ民族の権利を一切認めていません。確かに日本政府は 2008 年、「アイヌ民族は先住民族である」と認めました。しかし同時に、当時の福田康夫首相は〈先住民族の権利に関する国際連合宣言〉において「先住民族」の定義についての記述がなく……宣言における「先住民族」と国会決議における「先住民族」が同義であるか結論を下せない（同年の第 169 国会における答弁）とクギを刺して、これはようするに「アイヌ民族の権利はいっさい認めない」ということなのです。

2007 年 9 月、この宣言が国連総会で採択された時、日本も賛成票を投じています。それなのに自国のアイ

ヌ民族の権利を認めようとしません。この国が、いかに外見だけを取りつくろっている国かということがよく分かります。

森を守らずして文化を守れるはずがない

日本政府は、二風谷ダムの上流にさらにもうひとつダムを計画していましたが、1997 年に二風谷ダム判決が出た時、政府は「ふたつ目のダムは建設を見合わせよう」と言っていました。しかし、今の政権に替わると態度を変えて着工し、どんどん工事が進んでいます。

二風谷ダム裁判でもその破壊が問題になったチノミシリ（われら・祭る・山）ですが、新しいダム建設地にもチノミシリが 3 カ所（ニオイコタン、エチナンケ、シケルペコタン）あり、ニオイコタンチノミシリは破壊されてしまいました。この一帯を文化庁は「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」に選定していますが、ダム用地は巧妙に選定エリアから外しています。日本の行政機関同士、相談して外したのでしょうか。

政府は「もし工事で破壊されたら復元する」と言っていますけれど、自然の景観をどのように復元できるのか、私は不思議でたまりません。

どこの国の先住民族もそうだと思いますが、自然環境がちゃんと補償されなければ、自分たちの文化を守ることができません。私は一昨年（2015 年）から、FSC（森林管理協会、本部・ドイツ）との連携を始めました。昨年はマレーシアで先住民族会議に参加し、二風谷ダムと同じように、マレーシア国内のダム建設にともなって行政的に移住を強いられた地元の先住民族に会いに行きました。

2017 年 10 月にはカナダ・バンクーバーでの総会に参加しました。世界 63 カ国から出席があったこの会議では、UNDRIP（先住民族の権利に関する国際連合宣言）と、ILO169 号条約（日本語名「独立国における原住民及び種族民に関する条約」、日本は未批准）に沿って森林認証活動を進めようという決議がなされたところでした。

海の資源に対する権利

はたけやま さとし
島山 敏 紋別アイヌ協会会長

私は一介の漁師で、生まれは紋別市元紋別の、かつてアイヌコタンだった地区です。1940～50年代にはアイヌの家が15～16軒、和人の家が2～3軒ありました。本当の海沿いで、海が荒れると波が玄関前を走るほど。「危険だから」と間もなく集落ごと別の場所に移され、現在は公園化されて面影もありませんが、まだ移転前、私が小学生だった当時、曾祖母の家のそばに「そこで汚いことをするな」と言いつけられていた場所がありました。

アイヌコタンのクジラ利用

そこはコタンの昔の祭場で、カムイノミをする場所だったそうです。曾祖母が言うには、以前はクジラの巨大な頭の骨を祭っていたのだが、あるとき高波にさらわれてなくなってしまい、それきりになっているのだ、と。このことひとつとっても、私の先祖たちがクジラを利用していたことは明らかです。

このアイヌモシリが日本の領土に組み込まれたのは、1869年8月15日のことです。東京の日本政府が、この島に新しく「北海道」と名前をつけなおして、自分の国だと宣言してしまったんですね。

このとき日本政府は、アイヌの頭越しに、アイヌに相談もなしに、勝手にロシアとだけ交渉して、国境線を決めたのです。1855年の「日露和親条約」、また1875年の「樺太千島交換条約」によって日本とロシアを分ける境界線が引かれて、アイヌの国は地図から消されてしまいました。

アイヌは日本国民とされ、日本政府の定めた法律に従わなくてはならなくなりました。植民地主義をとった日本政府は、アイヌの自由な漁業を厳しく取り締まる一方で、資本家といっしょに国策会社を作って、最新の大型船で、私たちの豊かな海に、どんどん進出してきました。まるで国営の強盗団です。

この時期は世界的に捕鯨競争が激しく、イギリス、ノルウェー、オランダ、アメリカ、ロシア、そして日本などが、はじめは沿岸、そこで捕りつくすと遠洋、さらに南極海まで捕鯨船団を送り込み、あつという間

にクジラを絶滅寸前に追い込んだのは、みなさん、ご存知の通りです。

いっぽう、われわれアイヌは——紋別には、1万年前からずっとこの地に人が暮らし続けてきたことを示す「オムサロ住居跡遺跡」がありますが——クジラをはじめ、魚もコンブも、節度を持って、決して根絶やしにすることなく、じょうずに利用してきたわけです。クジラが1頭とれたら、近隣のコタンの仲間みんなで分かち合い、カムイノミをして、自然の恵みに感謝を捧げてきました。

いま、国際捕鯨委員会（IWC）の取り決めで、「商業捕鯨モラトリアム」という規制がかかり、どの加盟国も商業捕鯨がストップしています。ただし例外があり、それは「先住民生存捕鯨」と「調査捕鯨」です。IWCは、①先住民から要望があること、②商業性がないこと、③科学的に持続可能と認められること、の3つの条件つきながら、いちおう「先住民の捕鯨は国家や企業の捕鯨とは違う」と区別して、先住民の捕鯨を認めているのです。

若い仲間たちと捕鯨で暮らしを立てたい

ところが日本政府は、私がこれまで何度も繰り返して、水産庁や国会議員たちに「アイヌにクジラを捕らせてくれ」を要求しているにもかかわらず、許可しようとしません。「IWCの先住民生存捕鯨の枠を使ったらどうですか？」と助言されたことも、一度もありません。ましてアイヌに「先住権としての捕鯨」を認めるなど絶対にありえない、という態度をとり続けています。

紋別アイヌが、目の前に広がるオホーツク海や、アイヌモシリの島のまわりの豊かな海で「自由にクジラを捕りたい」「若い仲間たちと捕鯨で暮らしを立てたい」という願いが、なぜ日本政府に否定されなければいけないのでしょうか？

少しでも私の思いがみなさんに伝われば、と願っています。イヤイライケレ。

アイヌ女性への複合差別問題に取り組んで

たはらりょうこ
多原良子

アイヌ女性会議メノコモシモシ代表

国際連合人種差別撤廃委員会^{てつぱい}は、2000年に「人種差別のジェンダーに関連する側面に関する一般的な性格を有する勧告25」^{かんこく}を採択した。委員会は歴史上初めて「人種差別が女性と男性に等しくまたは同じような態様で影響を及ぼすわけではないことに注目する。人種差別が、女性にのみもしくは主として女性に影響を及ぼし、または男性と異なる態様^{たいよう}と程度で女性に影響をおよぼすという状況が存在する……」と述べ、複合差別の存在を認めた。

複合差別問題に取り組んで

上記の国際的な流れを受け、2002年3月、反差別国際運動日本委員会の呼びかけでマイノリティ女性の権利回復の活動を行ってきた代表者が一同に会し、次のようなことを確認した。

1. マイノリティ女性に対する複合差別が存在するという認識にとどまらず、その現実を見える形にする。
2. マジョリティの意識変革につなげるためにも、女性差別撤廃条約や人種差別撤廃条約等の国際人権基準に基づき、政府や自治体に法律や条例の制定を働きかける。
3. マイノリティ女性のネットワークとエンパワメントを推進する。
4. これらのことを実現するため、組織を超えて協力して取り組む。

この会合に参加したことがその後の私の活動を方向づけることとなった。2003年から今日まで合計3回、ニューヨークやジュネーブで行なわれた国連女性差別撤廃委員会日本政府審査会に参加し、アイヌ女性の過去と現在の状況について訴えてきた。初回は私たちの主張に対して委員会から差別の現実を見える形にしたデータが不可欠と指摘された。委員会は同時に日本政府に対してマイノリティ女性の実態調査を行なうよう勧告した。しかし、政府はそれに従わなかった。

それならば自分たちで行なおうと立ち上がり、2004年末からアイヌ女性自らアイヌ女性の実態調査を行なった。その結果、「民族」の陰に隠れていたアイヌ女性の複合差別の実態が浮き彫りになった。委員会は毎回私たちの主張にいつも耳を傾けてくれ、最終コメントでは複合差別に光を当ててくれた。

重い扉が開く

しかし、日本政府はアイヌ女性の複合差別問題に扉を開かず、実態調査の実施から長い時間が過ぎていった。その重い扉がようやく開いたのは2016年1月のことである。内閣官房アイヌ総合政策室に対してアイヌ女性の実態調査の報告書を説明する機会を得たのである。5月には「アイヌ政策を推進する議員の会」において「アイヌ女性の権利確立」と題し、これまでの活動、課題、要望を話すこともできた。そして驚くべきことに、2017年に実施された「北海道アイヌ生活実態調査^{あきら}」の項目に「複合差別の設問」が入った。諦めずに貫くことが重要だと改めて感じている。

2017年4月、アイヌ女性が自らの言葉で語り、様々な発信する場をつくるため「アイヌ女性会議」を設立した。当初は「複合差別」問題が活動の重要課題であった。しかし、意外なことに、設立集会の新聞記事を見た日本スローフード協会から、スローフードの食を通じた権利回復の提案があり、それに共感し、連携し、アイヌフードの集会を開催することとなった。

同年11月、12月には「先住民族アート・ワークショップと先住民族政策に関する国際学術会議」を国内の研究センターと海外の二つの世界的な研究センターと連携して共催した。海外から70名もの芸術家や研究者が参加した5日間に及ぶ国際的なイベントでもアイヌ女性は芸術やアイヌフードの提供のみならず、パネルディカッションやセッションにも参加し、海外の先住民族の芸術家や研究者と交流した。

私たちに新たな活動の道が開けてきた。今後も国際的な連帯を継続し、直面する課題の解決の道を探りたいと思う。

ダコタ・アクセス・パイプライン

DAPLをめぐるネイティブ・アメリカンとの連帯

現在の政府のアイヌ政策とこの市民会議に対する思い

しまだ
島田あけみ チャシアンカラの会

3つのこととお話しします。1つはダコタ・アクセス・パイプライン建設反対運動について、2つ目に現在政府が考えている政策について一人のアイヌとして考えていること、そして3つ目にこの市民会議に対する期待についてお話しさせていただきます。

破壊的開発に日本3銀行が巨額投資

ダコタ・アクセス・パイプライン(DAPL)は、ノースダコタ州～イリノイ州の約1900kmの原油パイプラインです。このパイプラインはアメリカ先住民族のスタンディング・ロック・スー部族の唯一の水源地を汚染し、埋葬地など文化的に重要な場所を破壊する恐れがあります。そのため国際的に非難の声があり、環境正義を守るための大きな闘いに発展しています。

DAPLの総工費は約38億ドル(約4318億円)で、そのうちの25億ドルが銀行からの融資です。日本のみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行の3つの銀行が総額約1740億円もの投資をしています。

私は仲間とともに、3銀行にDAPLへの投資中止を要請する署名活動への呼びかけの声明を出しました。1万1356筆の署名を2月17日に3銀行に提出、首都圏から宇梶静江さん、宇佐照代さん、宇佐恵美さんと私の4人のアイヌが参加しました。3銀行とも署名を受け取っただけで素っ気ない対応でしたが、日本で反対している人たちがいることを銀行に知らせただけでも意義があったと思います。私は先住民族アイヌとして先住民族の兄弟姉妹の苦しみや闘いと連帯したいと思い、署名運動に参加しました。私たちの先祖は川を汚さないようにと厳しく教えられて育ったことを静江さんからよく聞いています。アイヌにとっても水は命です。

この運動に関して強く思ったことは、DAPLがダコタの人々を脅かしているけれど、彼らには土地がある、その土地を守る条約や法律があるということです。私たちアイヌには何があるでしょうか。

いま政府はアイヌ政策を進めようとしています、その中心は「象徴空間」という変な名前のついた箱ものです。箱ものは小さなものを東京も含めていくつかの場所に作るほうがいいと思います。そして、一定期間がたつとアイヌの所有になるという形にして欲しい。アイヌが自らの手で運営・管理できるものでないと、アイヌはいつまでたっても自立することができません。

アイヌ自立のために政府や和人がなすべきは

何より私は日本政府とアイヌ民族との和解の第一歩は、政府による謝罪だと思います。謝罪のない和解はありません。政府が過去の過ちをアイヌに対して詫げる、それを和人たちが聞く、そのことによって、私たちはこれまでアイヌを縛ってきた劣等感、無力感から救われます。アイヌがアイヌとして生きる、アイヌとして立ち上がり、声をあげる気持ちを持つことができます。

最後に市民会議をお願いします。私も含めて多くのアイヌは、いま政府がどんな政策を推し進めようとしているのか、それが世界のスタンダードと比較してどうなのか、必ずしもしっかりと分かっていません。「象徴空間」のことは話題になりますが、もう一つの全国のアイヌを対象とした政策については話題になりません。現在のアイヌ政策の概要と問題点をやさしくまとめた解説書を作り、それを使って各地で説明会を開いてください。札幌で会議を開くから来てくれと言っても、アイヌはなかなか動けません。草の根のアイヌが政府に何を求めたいのか調査してください。草の根のアイヌに働きかけることなく、研究者が政策提言しても、アイヌの心には響きません。

政府の政策を批判する人はたくさんいますが、それに対抗して政策を提言するために立ち上がったのはこの市民会議だけです。この会議で研究者とアイヌの新しい関係が生まれることを願っています。

Part 3

日本の アイヌ政策を 検証する

Inspecting the Ainu Policy of Japan

1. Indigenous peoples have the right, without discrimination, to the improvement of their economic and social conditions, including, inter alia, in the areas of education, employment, vocational training and retraining, housing, sanitation, health and social security.
2. States shall take effective measures and, where appropriate, special measures to ensure continuing improvement of their economic and social conditions. Particular attention shall be paid to the rights and special needs of indigenous elders, women, youth, children and persons with disabilities.

1. 先住民族は、特に、教育、^{こよう}雇用、職業訓練および再訓練、住宅、衛生、健康、ならびに社会保障の分野を含めて、自らの経済的および社会的条件の改善に対する権利を差別なく有する。
2. 国家は、彼／女らの経済的および社会的条件の継続した改善を確保すべく効果的な措置および、適切な場合は、特別な措置をとる。先住民族の高齢者、女性、青年、子ども、および障がいのある人々の権利と特別なニーズ（必要性）に特別な注意が払われる。

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第 21 条。市民外交センター仮訳

ヘイトスピーチ解消法

マーク・ウィンチェスター

神田外語大学日本研究所専任講師

差別主義者にレッドカードを

2016年6月3日、日本の戦後初の反人種・民族差別立法が行なわれた。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、「解消法」）。背景には、2000年代半ばからの意図的な差別主義に満ちた激しいヘイトスピーチと排外主義デモ、ヘイト・クライムの増加などがある。

しかしながら、同じヘイトスピーチの攻撃対象になったにもかかわらず、アイヌ民族や被差別部落民、琉球・沖縄出身者は「本邦外出身者」の定義に該当せず、厳密には解消法の保護対象にはならない。一方、法案審議の過程で西田昌司（自民党）理事は「もとよりアイヌに対する差別が、またヘイトが許されるものではありません」とし、「アイヌの方々も含めてヘイトが許されないということは運用面で」「宣言することによって可能ではないか」として、解消法の附帯決議にアイヌ民族を文言に含まれることを発議した（第190回国会参議院法務委員会会議録第8号）。両院法務委員会による附帯決議に「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処する」という文言が含まれた。なお、参議院法務委員会の「ヘイトスピーチの解消に関する決議」は、「全国で今も続くヘイトスピーチは、いわゆる在日コリアンだけではなく、難民申請者、オーバーステイ、アイヌ民族に対するものなど多岐にわたっている。私たちは、あらゆる人間の尊厳が踏みにじられることを決して許すことはできない」ことを宣言した。法律の文言だけに法的拘束力があるが、附帯決議と参議院法務委員会決議は立法者の意思として、法律の解釈基準となりうる。

解消法の施行により、地方公共団体はこれまでの条例や施策などを洗い直し、ヘイトスピーチへの対処に関する条例を整備することが求められている。札幌弁護士会「ヘイトスピーチ対策法の成立を踏まえての会長声明」（2016年5月27日）及び北海道弁護士会

合「ヘイトスピーチの根絶に向けての宣言」（2016年7月22日）はともにアイヌ民族に言及しており、札幌市をはじめ、道内市町村でアイヌ民族に対するヘイトスピーチの解消が緊急課題であることが認識された。公益社団法人北海道アイヌ協会も「北海道アイヌ協会の人権啓発等の取組について：我が国における人種的・民族的差別の解消に向けて」声明を発表し、「残念ながら今もインターネット上でのアイヌ民族に対する誹謗中傷や偏見、誤解に満ちた言説や書き込みが飛び交い、ヘイトスピーチが行なわれているのも事実」と述べ、「無理解や不寛容に対する対応を社会全体で取り組む姿勢を明確な理念に基づき打ち出すとともに、倦まず、弛まず、粘り強い国民運動とするべく取り組む必要がある」ことを宣言した。

アイヌ差別根絶につなげるには

アイヌ民族に関して特に緊急な課題となるのは、

① 憎悪および人種差別の表明、デモ、集会における人種差別的暴力および憎悪の煽動（特に人種差別のために用いられる地方公共団体の公共施設の利用など）、② インターネットを含むメディアにおけるヘイトスピーチ（不特定多数のアイヌ民族への差別的煽動、通信業者の既存の利用規約の強化、法務局による動画・書き込み排除要請など）、③ ヘイトスピーチを広め、憎悪を煽動した公人や政治家（政治家や行政職員の差別的言動については懲戒ないし懲罰の対象となるが、解消法の目的を達成するために、より明確に不当な差別的言動を禁ずる規程が必要）。

なお、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第8条2項のaは、国が「独自の民族としての一体性またはその文化的価値若しくは民族的アイデンティティを奪う目的又は効果を有するあらゆる行為」、2項のe「先住民族に対する人種的または民族的差別の助長又は煽動を意図するあらゆる形態の宣伝」の防止及び救済のための効果的装置を講じなければならないと定めている。ヘイトスピーチ解消対策は先住民族政策でもあると言える。

検定教科書のアイヌ史観

わかつき み お こ
若月美緒子

教科書のアイヌ民族記述を考える会

明治期のアイヌ民族の歴史について、現在使用されている中学校歴史教科書にはどのように書かれているかをみて、その問題点A～Dを指摘したい。

問題点A (教育出版、東京書籍)

明治政府が政策によりアイヌ民族から土地を奪った事実を明確に記述していないため、「土地を失ったのは、近代的土地所有制度を理解できないアイヌ民族の能力不足が原因」「本州からの移民がアイヌから直接土地を奪った」などの誤解=原因の転嫁に結びつきやすい記述がある。

問題点B (自由社)

検定によって、歪められた史実が容認されている。自由社は、明治政府はアイヌに対して「江戸幕府の人口増加策を受け継ぎ」「保護しました。」と記述。これは歴史事実と正反対の内容である。

問題点C (育鵬社)

育鵬社は、明治以降のアイヌ民族の記述が全くない。

問題点D (日本文教出版)

検定によって、「土地を取り上げて」が「土地をあたえて」と変更された。2015年に「教科書のアイヌ民族記述を考える会」では文科省に質問状を提出し、アイヌ民族が「政府に土地をあたえられた」という誤解を中学生に刷り込むことになるので是正措置をとることを求めたが、記述は訂正されずに現在に至っている。

出版社・教科書名	アイヌ民族に関する記述 (抜粋)	
教育出版 「中学社会歴史 未来をひらく」	明治になって、政府は北海道の開拓を本格的に進めました。……土地を所有するという考えのなかったアイヌの人たちは、これまで自由に狩りをしてきた土地を失いました。(p171)	A
東京書籍 「新編 新しい社会 歴史」	北海道では近代的な土地所有制度が実施され、アイヌの人々は職業や生活の場所をうばわれていきました。(p234)	A
自由社 「中学社会 新しい歴史教科書」	明治政府は、1899(明治32)年、「北海道旧土人保護法」を制定し、農業を希望するアイヌに5町歩(約5万㎡)の土地をあたえました。そして、契約に慣れていないアイヌが和人に土地を取られないように、相続以外の土地の譲渡を禁止しました。このように、明治政府はアイヌを日本国民として保護しました。(p175)	B
育鵬社 「新篇 新しい日本の歴史」	(明治以降のアイヌ民族について記述なし)	C
日本文教出版 「中学社会歴史的分野」	(文科省検定前) 政府は、1899年に北海道旧土人保護法を制定し……アイヌの人々の土地を取り上げて……	D
	(文科省検定後) 政府は、1899年に北海道旧土人保護法を制定し……アイヌの人々に土地をあたえて……(p272)	

解説

まず、文部科学省学習指導要領（2017年版）小学校社会科にアイヌ民族についての記述はない。中学校歴史では1カ所、「近世の日本」の「江戸幕府の成立と対外関係」で「北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うようにすること。その際、アイヌの文化についても触れること。」これだけである。育鵬社が検定を通過できたのはこのためである。

明治期のアイヌ民族について記述している教科書でも「北海道旧土人保護法」以外の法律は扱っていない。しかし、実際にはそれ以前の法律によりアイヌ民族は土地を奪われたのである。（下の年表）

「北海道旧土人保護法」は、ほとんどの有用な土地が和人の私有地となった後の1899年公布。同法が「下付」したのは未開地に限られ、一戸につき1万5000坪以内。しかも、私有財産として自由に土地活用はできなかった（例えば、土地を担保に銀行から資金を借りて事業を興すことは禁止）。また、耕作に適さない土地が多く、15年の期限以内に農地にできなければ没収となった。つまり、近代的私的土地所有権という意味での所有に値しなかった。この、土地所有権についての差別を明確に記述することが最も重要ではないか。

副読本『アイヌ民族：歴史と現在』（公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構発行）は、北海道の全小・中学生に配布する体制（全国配布が必要）。しかし、学習指導要領の扱いが少なく、授業時数の保障もないため、利用は限られている。

アイヌ民族についての教育への対案

1. 全国・全学年でアイヌ民族の文化・歴史・アイヌ語を学ぶことができるように小・中・高校の学習指導要領を改訂する。特に、歴史では以下の点に留意する。
 - ① 「先住民族の権利に関する国連宣言」前文・第14条の精神に基づくものとする。
 - ② 最新の科学的裏付けに基づく考古学・文献学などの成果を取り入れる。
 - ③ 日本史の観点ではなく、アイヌ民族独自の歴史区分・領域（東北・北海道・樺太・千島列島）による内容とする。
 - ④ 前近代における、日本とロシアによるアイヌモシリ侵攻の歴史を取り上げる。
 - ⑤ 明治政府によるアイヌモシリの植民地化、とりわけアイヌの土地収奪、鮭漁・鹿猟の禁止、文化の禁止（同化政策）などの史実を教える。
 - ⑥ 明治期から1960年代までアイヌ墓地からの遺骨盗掘が大学の研究者によって行なわれた事実、及びその理由を教える。
 - ⑦ 明治以来の、アイヌ民族の権利回復のための闘いの歴史を扱う。
2. 公立の「民族学校」的な（アイヌ語・アイヌ民族の食文化・職業としてのアイヌ民族の伝統技術等が学べる）教育機関を整備する。
3. アイヌ民族の進学率の底上げを図るための施策を設け、全国のアイヌ民族の子どもを対象にする。

	法律・条例・規則の名称	おもな内容
1869年		アイヌモシリを一方向的に日本の一部に
1872年	北海道土地売貸規則 地所規則	和人は1人10万坪まで私有できる (余市市街地のアイヌを市街地以外へ強制移住——全道各地で長年にわたり同様の強制移住が行なわれた→ p11 参照)
1875年	からふとちしまごうかんじょうやく 樺太千島交換条約	これにより、樺太・千島のアイヌ民族強制移住
1877年	北海道地券発行条例	アイヌ民族の居住している土地・畑は全て「官有地第3種」とされ、所有権を奪われた
1886年	北海道土地払下規則	資本家・地主に1人10万坪まで土地の払下げを行なう
1897年	北海道国有未開地処分法	和人の会社・組合は500万坪まで私有できる
1899年	北海道旧土人保護法	「旧土人」1戸につき、「未開地に限り」1万5000坪まで「下付」 これにより、アイヌはさらに居住地を追われた。しかも利用制限があり、没収条項もあったので、私有地としての「下付」ではなかった

現行のアイヌ教育政策の問題点

ひろ せ けんいちろう
広瀬健一郎

鹿児島純心女子大学准教授

現行のアイヌ教育政策の問題点

アイヌ政策推進会議の教育政策は、アイヌ民族児童・生徒を含めた「国民の理解の促進」に係る施策に位置づけられており、教科書のアイヌ関連の記述の充実化や副読本の利活用が検討されてきた。もとより、これらは、「アイヌとしてのアイデンティティを誇りをもって選択」できるようになるための環境づくりとして重要である。しかしながら、アイヌ民族児童・生徒にとっては、国民の理解が進んでいようがまいが、「アイヌとしてのアイデンティティを誇りをもって選択」できるようになることが喫緊の課題である。アイヌであることを隠そうと思う児童・生徒が今もいることを踏まえれば、アイヌ民族児童・生徒に「アイヌとしてのアイデンティティを誇りをもって選択」できるようにするための教育を、学校教育において保障する政策が必要である。

『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書』は、「広義の文化に係る政策」として、「アイヌの人々がアイヌとしてのアイデンティティを誇りを持って選択し、アイヌ文化の^{じつせん}実践・^{けいしょう}継承を行うことが可能となるような環境整備を^{はか}図っていくこと」を政策課題として提起しているが、アイヌ語やアイヌ文化の継承そのものを目的とする学校教育制度は、検討されていない。もとより、アイヌ民族に対する「理解」が進んだからといって、アイヌ民族としてのアイデンティティを選択し、アイヌ語やアイヌ文化を継承できるようになるわけではない。そうではなく、アイヌ語やアイヌ文化を継承することによって、「アイヌとしてのアイデンティティを誇りをもって選択」できるようになるのである。アイヌ政策推進会議の施策には、アイヌ民族の児童・生徒をいかに教育するかという「アイヌ教育政策」が欠落している。アイヌ民族の先住民教育権に対する配慮がまったくない。

高等教育については、アイヌ政策推進会議は、アイヌ民族児童・生徒の^{すいせん}推薦基準の緩和等の施策をとっている。しかし、^{しょうがくきん}奨学金制度の検討の中では、アイヌ文化を学ぶ学生に対する奨学金制度が提起されたにもか

かわらず、この提案は制度化されていない。

新しいアイヌ教育政策の提案

海外の事例では、先住民言語が復興した事例の多くに共通するのは、先住民が主体となって運営する学校があり、先住民言語や先住民文化が、教科として教授されていることである。しかも、このような科目を先住民と非先住民が共に学ぶことが、先住民児童・生徒に先住民としての^{じそん}自尊心を高め、学力向上に成果をあげている。

海外で起きていることを日本の状況にあてはめると次のような形になる。まず、アイヌ児童・生徒の多い学校では、アイヌ民族の学校評議員が中心となるコミュニティスクールの設置を進める。教科については、例えば、「アイヌ語」を「外国語」の選択科目とする。また「アイヌ学習」や「アイヌ史」を社会科の選択科目とする。これらの科目は、高校入試や大学入試センター試験においても出題することとする。これらをアイヌ民族の生徒と非アイヌ民族の生徒が共に学ぶことこそ、「民族の共生を象徴」する学びである。

高等教育については、アイヌ語やアイヌ文化を学ぶ学生への奨学金制度を設置するべきである。「対象となる学生をアイヌ子弟に限定することは難しく、そのため、アイヌ民族の大学進学の上上に寄与しない」という主張があるが、アイヌ語やアイヌ文化の理解度等を^{しんさききじゆん}審査基準にすれば、結果として、アイヌ子弟にとって有利な制度になり、進学増加を期待できる。また、国公立大学において、このような基準を用いた^{すいせん}推薦入試制度も設置するべきである。アイヌ語、アイヌ文化に深い知識をもつ者の推薦入学は、文化人類学や社会学、教員養成等の分野の教育研究に大きく寄与し得るものである。推薦入試は国公立大学においても広く行なわれていることから、このような制度は、決して不平等な制度ではない。そもそも、アイヌ語やアイヌ文化を学ぶ機会を広げるべく、アイヌ語、アイヌ文化、アイヌ史、アイヌ民族学習等を専門とする学部や学科等を、国公立大学を中心に、設置するべきである。

先住民族教育の核心 はんようせい その見えざる汎用性とアイヌ教育の実態

ジェフ・ゲーマン

北海道大学大学院教育学院准教授

先住民族教育とはいったい何だろう？ 2つの側面から答える必要があると思う。①先住民族であることの意味・意義をふまえた答えと、②民族の違いにかかわらず「教育の普遍的な重要性」をふまえた答えだ。

でんとうち 伝統知を「文化」に限定するのは誤り

世界の先住民族の動向を見わたすと、それぞれの「伝統知」を教育の核心にすえているところが多い。この伝統知を科学・教育学・福祉学・医学・自然資源管理学などに応用しているところもある。どれも先住民族の社会的・経済的発展に欠かせない実務的な分野だ。要するに、先住民族として今日の世界に自ら望むがままにいられるよう、あるいは自らの地位をもっと向上させるために、先住民族教育を通して、伝統知を共有しようとしている。これは「先住民族による自己決定のプロセス」にほかならない。

ここから見えてくるのは、先住民族文化の“応用、先は、決して文化関連事業に限定されるものではない、ということだ。教育のほか、法律・経済・政治など、およそあらゆる社会分野で先住民族は自らの伝統知を自由に生かすのである。

日本の政治家や官僚はアイヌ文化（＝先住民族の伝統知）を「社会から隔てられたもの」と国民に思い込ませようとしているようだが、それは間違っている。

こうした先住民族教育は、必然的に、支配国家側のイデオロギー（観念や心情の体系）に反映され、開発政策をも左右するようになるだろう。逆にいうと、国家による先住民族教育や文化事業などの「先住民族政策」について、それぞれ先住民族の伝統知がどれだけ生かされているかをチェックすれば、その真剣度が分かる。

もっとも、先住民族教育は、ただカリキュラム（教育の内容）を整えればうまくいく、というものではない。学校や教師たちが先住民族の精神をなくしてしまえば、すぐに形骸化してしまう。

「古老ひとりの死は図書館ひとつが全焼するに等しい」という先住民族の格言があるが、アイヌ語や伝統

ぎらい 儀礼の作法に精通し、アイヌ精神を次世代に伝承できるエカシやフチはすでに少ない。そんな中、アイヌ民族教育の現状はどうなっているだろうか。

欠かせない制度的・財政的サポート

たとえば、ともに公立の平取町立二風谷小学校や千歳市立末広小学校は、カリキュラムにアイヌ学習を体系的かつ大幅に取り入れて高い評価を集めている。また平取町の「アイヌ文化環境保全対策」、白老町の「アイヌ文化担い手育成事業」、札幌大学の「ウレシパ（育て合い）プロジェクト」などの成功は、自治体・企業の財政・制度両面での継続的なサポートが、アイヌの価値観に基づく活動の実現に大きな力を貸せることを証明した。

いっぽう、アイヌの価値観に基づくせつかくの教育プランが、制度の不備や支援不足で頓挫している例のあることが、筆者の調査で明らかになっている。地域に「アイヌの文化や精神性を子どもたちに伝えたい」と意欲のある古老がいたのに、提案を受けた当の小学校側がこれを断ってしまったケースが、少なくとも2例ある。また、この10年の間に少なくとも3つのアイヌNPOが、資金不足に陥って活動停止に追い込まれてしまった。

日本の衆参両院は20年前、アイヌ文化振興法を成立させた。日本政府は10年前、国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に賛成票を投じたのではなかったか。しかしこうした例を見聞きすると、この間に日本の為政者たちがどれほどの真心をもってアイヌ社会に相對してきたのか、疑念を持たずにいられない。

どんな教育をどんなふうに行うのがベストなのか、それを決める権利はそもそもアイヌ民族にある。教育を通じてアイヌの精神性や伝統知がどれほど幅広い分野に波及し、アイヌの社会的・経済的な地位向上につながっていくのか、それを注視したい。

にぶたに 二風谷ダム判決の光と影

たなか ひろし
田中 宏

弁護士、二風谷ダム事件弁護団長

当時最先端としての二風谷判決

二風谷ダム判決から20年目の今振り返って、その《光と影》を考えてみたい。まず前者（光）としては、第1に、アイヌ民族を先住民族と認めたこと（当時は、日本政府がそう認めるはるか前である）、第2に、国際人権法の活用として、国際人権規約（自由権規約〔B規約〕）をテコとできたこと、第3に、審査請求を選^{たく}択^{そうこう}したことが奏功した^{こと}である。

事件受任当時を思い起こすと、本件ダム建設に関する事業認定、収用裁決が、土地収用法20条3項の「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与する」か否かについては、先住民族論の角度から、ダム建設のもたらすアイヌ文化への影響を前面に出して裁量権の濫^{らんよう}用^{よう}を主張した。そして同判決では、国連の先住民族の権利に関する作業部会での議論と同様の先住民族論（先住性、歴史的連続性、文化的独自性、被支配性、アイデンティティ喪失）を採用した。判決は、当時の最先端の水準であったことを示している。

またわれわれは、B規約27条の少数民族の文化^{ぶんか}享^{きやう}有^{ゆう}権^{けん}を、憲法13条を媒介^{ばいがい}に主張し、裁判官は見事に飛びついてくれた。しかし、国際人権法上の権利には「公共の福祉による制約」がないはずだが、判決では、アイヌ民族の文化享有権といえども公共の福祉による制約があるとし、さらにはアイヌ文化への影響との比較検討をしながらも、「事情判決」に行き着きダム建設を事実上追認した。これは同判決の影である。

同判決を活かせない日本政府

その後のアイヌ政策の展開で、同判決は活かされているか。先住民族と認めることは先住権と不可分に結びつく筈であるのに、判決当日、橋本龍太郎首相が「アイヌが先住していたことは事実だ」と述べたのに対し、その翌日、梶山静六官房長官は、「アイヌは先住民族であっても先住権は発生しない」と談話を発表した。2007年の国連の先住民族の権利宣言採択の際、町村信孝外務大臣は、「まだ先住民族の定義が確定しておらず、アイヌが先住民族かどうかは分からない」とし

た。こうした日本政府のスタンスが「影」である。

その後のアイヌ政策を見ても、白老に建設中の国立アイヌ民族博物館をとっても、「箱」だけ造って何一つ先住権を認めないのでは「魂」^{たましい}がはいていない「がらんどろ」だ。マーボ判決（注）の後のオーストラリアにおける先住民の権利回復過程とは著しい違いがある。まさにそうした状況も「影」なのである。

その後のアイヌ民族の先住民の権利回復の停滞 ——諸外国との相違

判決当時、北海道旧土人保護法が生きていた。同法は、アイヌの同化政策の一環で制定された屈辱^{くつじよく}的^{てき}立^{りつ}法^{ぽう}で、アイヌにだけ所有権に制限が付されて、法の下^{もと}の平等に反する（使用・収益・処分が自由とされる民法206条と比較せよ）。それが、新憲法制定後、50年間も残っていたのである。1997年のアイヌ文化振興法（それが一步前進と評価できるかは疑問である）制定の際に、附則の中でこっそり廃止した。おそらく、判決がその廃止に影響をもたらしたという意味で、この裁判は政策形成訴訟でもあった。

北海道は国内植民地か

裁判の終結にあたり、萱野茂さんはアイヌ語での意見陳述を行なった。一宮裁判長はそれを制止しなかった（裁判所法74条では、「裁判所では日本語を用いる」とあるのに）。アイヌ語は日本語なのか？ もし外国語ならば、和人が北海道にドカドカと入ってきて、多数民族となり北海道を支配した「国内植民地」であることをいみじくも示唆している。

注 1992年6月3日のオーストラリア最高裁判決。オーストラリアの先住民の一つであるトレス海峡民が先祖伝来の土地の返還を求めた事件で、無主地原則を否定し、先住民の権原を認めたる画期的判決。オーストラリアでは、この判決をてこに先住民土地権原法を制定し、6月3日をMabo Dayとして国民の祝日としている。

Part 4

市民による アイヌ政策を めざす

New Visions for Ainu Policy

Indigenous peoples have the right to access to and prompt decision through just and fair procedures for the resolution of conflicts and disputes with States or other parties, as well as to effective remedies for all infringements of their individual and collective rights. Such a decision shall give due consideration to the customs, traditions, rules and legal systems of the indigenous peoples concerned and international human rights.

先住民族は、国家もしくはその他の主体との紛争および争議の解決のための相互に正当かつ公正な手続きを利用し、迅速な決定^{じんそく}を受け権利を有し、また自らの個人的および集団的権利のすべての侵害に対する効果的な救済を受け権利を有する。そのような決定には、当該先住民族の慣習、伝統、規則、法制度および国際人権を十分に考慮しなければならない。

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第 40 条より。市民外交センター仮訳

アイヌ政策の今後の方向性—補償アプローチの必要性

よし だく に ひこ
吉田邦彦

北海道大学大学院法学研究科教授

今日のアイヌ政策問題の源としての2009年報告書（そこでの補償アプローチ否定）

現在のアイヌ政策は、2009年に発表された有識者懇談会報告書に基づいて進行している如くである。しかし同報告書は、2007年の国連の先住民族の権利宣言を受けて、過去のアイヌ政策を巡る国の責任に留意しながら検討を進めるとしているのに、そうならない。端的に言って、同宣言は、補償アプローチ（それは従来先住民族の諸権利が様々な侵害を受けてきており、それが民法上の不法行為であることに鑑みて、その救済として補償を考えるというものである）をとっているのに、同報告書では、意図的にそのアプローチを回避していることに根本的な問題がある。

さらに、同報告書の執筆責任者である常本照樹北大教授の刊行物によれば、手続的規範的先住民族概念なるものを表明し、同権利宣言が実体的規範的立場をとるのと区別して、同権利宣言を日本政府は裁量問題として捉えればよいとして、その趣旨・効果を弱めようとしており、結局従来の1997年のアイヌ文化振興法と大差のないアイヌ文化振興に特化させて、同宣言の法的政治的意味合いを薄めようとしているから事態は深刻である（しかし、本来21世紀的権利とされる先住民族の文化的権利とは、有体物な所有法を超越する精神的・集团的・民族文化的なものに留意することに眼目があり、それは政治的・法的な主張であり、日本特殊の非政治的な文化立法とは異なるものであることの認識が重要である。日本の用法が特殊で比較法的・国際人権法的支持を受けないものである）。

補償的アプローチをとらないことが何を意味するかを具体的に述べれば、過去のアイヌ民族（先住民族）に対してなされた「歴史的不正義」（それは民法上の不法行為である）を踏まえた先住民政策という世界の常識を棄てていると言うことである。その具体例は、第1に、アイヌ民族が有した先住民族としての土地権（それは民法が規定する入会権類似のもの）の奪取、また先住民の土地である北海道を征服したということ、そして彼ら・彼女らの生業であった狩猟・漁労を制限・禁止して、生業を奪取したこと、第2に、アイヌ民族の基本的な土地法であった「北海道旧土人保護法」（1899年制定、1997年廃止）は、日本本土からの北海道入植者の土地取得条件と甚だしい相違がある差別立法で、またアイヌ民族に給与された土地は不

毛なところが多く、結局は15年の開墾条件を満たさない事例が多かったこと、さらに、譲渡・担保設定には、北海道長官（北海道知事）の許可という制限を置き、金融の道も閉ざしたこと、そして何よりも「第1」の土地権奪取の上に成り立った立法であるということが、本法律自体がアイヌ民族に対する不法行為であること、第3に、「第2」に関連して、旭川の近文アイヌなどは給与地の多くが共有財産とされ、北海道の管理の下におかれたが、その管理は杜撰で勝手にそれを奪取することも多かった。それ自体不法行為であるが、1997年の前記法律制定の際に進められた共有財産返還手続において、民法では常識の「増額評価手続」もとられず、名目額だけの返還という非常識な待遇に、前記報告書は何ら問題視していないが、これ自体財産奪取に関わる不法行為的事態で、補償の見地からの再評価が不可欠である。

その他、近時の論争事例から拾っても、第4に、1000体以上ある北大を中心とした各大学の盗掘アイヌ遺骨の返還が、訴訟を起こさないと返還されないという異常事態であるが、盗掘それ自体が深刻なアイヌ民族への不法行為であるのに、補償の第一次的な救済方法である謝罪すらなされていない。遺骨の返還に際しては何らかの補償金の支払いもなされてしかるべきである。第5に、環境的不正義の問題も深刻な歴史的不正義である。二風谷ダム判決はアイヌ民族の神聖な場所チノミシリを侵す文化享有権の侵害としての違法性があるとの表明から賞賛されたのに、沈殿物の多さのためにダムの機能を失っている同ダムには結局何らの措置もとられなかったし、それどころか、同様の問題をはらむ平取ダムの建設が進行中で、これなどは歴史的不正義への対処の欠如の表れ以外の何物でもない。その他、紋別における神聖な山への産業廃棄物処理場の建設による、生態系の破壊などもその良い例だが、マスコミの注目すらなされていない。第6に、いわゆるアイヌ民族の「伝統的知識・遺伝知識」も知的所有権の法制に充分適合していないこともあり、その侵奪からの保護法制は不十分である。

アイヌ民族への不法行為救済の広範さ

以上の歴史的不正義（不法行為）に対する救済の必要性は、前記国連宣言の命ずるところであり、これを回避する前記有識者報告書、それを前提とする現在進

行中のアイヌ政策には、根本的なところで誤りがある。補償については、諸外国で多くの議論があり、私自身もそうしたところを踏まえて、先住民族への救済のなされ方を既に展開している。

すなわち、それは金銭賠償をすれば良いという旧来の損害賠償中心主義から脱却する必要もある。金銭賠償も重要なのであるが、それは、謝罪、記念館の建設、歴史教育なども含めた広がりのあるものである。そして、補償ないし歴史和解のプロセスとは、第1に、加害者によるかつてのアイヌ民族への歴史的不正義をきちんと認識することがまず必要であり、第2に、歴史的不正義を踏まえた責任（それは法的・道義的の区別を捨象してなされる根本的なものである）を認識すること、それを踏まえて、第3に、誠実な謝罪、それを補う金銭補償を行なうこと、そしてそれを受けて、第4に、被害者から救済がなされて、関係が修復されるというものである。

「アイヌ象徴空間」構想への疑問と注文

こうした補償プロセスに照らして、わがアイヌ政策はどうか。アイヌ民族に対してなされた様々な歴史的不正義を克明に認識するために、その歴史教育ないしアイヌ民族への人権蹂躪に関する博物館は、決定的に重要であるはずだが、前記報告書が補償アプローチを避けているために、報告書の関係者、現在のアイヌ政策の立案者が、歴史的不正義を直視せず、それを曖昧にする動きを見せていることは深刻である（例えば、近時のアイヌ副読本問題や教科書におけるアイヌ歴史叙述の検定問題、北大アイヌ先住民センターの落合研一准教授の歴史修正主義に基づく差別講義問題はそれを裏書きする）。

この点で、現今のアイヌ政策の「扇の要」ともされる、2020年を目途に白老に建設されるアイヌ民族の国立博物館は、歴史的不正義を克明に描く「アイヌ人権博物館」とする好機であるのに、そうした博物館の理念論は不在であることが、諸外国と顕著に異なり、遺憾な事態である。さらに、多額の予算を投じて作られる象徴空間は、実はアイヌ民族の伝統的な埋葬習慣とは隔たること著しく、むしろそうした予算があるのならば、北海道各地のアイヌ墓地の下支えこそがなされるべきことである。そして同空間の内実として取り沙汰されている、各大学の盗掘アイヌ遺骨のそこへの集結、人類学者・考古学者による再利用ということが、意図されているとするならば、それこそ歴史的不正義からの逃避にほかならず、諸外国での補償の動きとは隔絶する、時代錯誤的なアイヌ政策だと非難されるべきであろう。

《アイヌ政策検討市民会議》が目指す道

以上を受けて、現在進行するアイヌ政策は、2007年の国連の先住民族の権利宣言とは方向性が真逆な、著しく歪んだものであり、われわれはこうしたあまりに時代錯誤的な状況を受けて、アイヌ民族の多くの方とともに、「アイヌ政策検討市民会議」を2016年4月に立ち上げ、諸種検討を加えてきて、そこで議論された論点をここにまとめ、世に問い、さらには国連を中心として、国際世論にも近い将来に訴えたいと考える。

なお、2007年の権利宣言の際に、日本政府は、同宣言の根幹とも言える自己決定権（自決権）及び集団的権利に躊躇を表明し、前記有識者報告書もこの路線に沿っているが、後者（集団的権利）が認められることは従来の民法の常識であり（小繋事件など入会権を勉強したならば、入門的知識である）、理解しかねることである（そしてそれがアイヌ民族の盗掘遺骨の返還を妨げているとするならば、事態は深刻である）。また前者の点も、21世紀が先住民族の権利復権の世紀であることに鑑みて、政府関係者の認識の刷新を求める次第である。

なおわれわれ市民会議は、発足から数回の会議とともに、国際会議や国際交流も積極的に行ない、例えば、アメリカのハワイ原住民、アラスカ原住民、その他アメリカ本土の各種原住民族、カナダ先住民政策、北欧のサーミ民族、オーストラリアのアボリジニー問題の専門家とともに、このアイヌ政策の窮状に関する情報共有に努め、今後のアイヌ政策の良好な展開に向けての協議も鋭意進めてきた。この問題に関する国際連携も高めてきたが、彼ら・彼女らが異口同音にコメントすることとして、日本の現在のアイヌ政策は比較法的に孤立しており、時代錯誤的だということである。こうした事態に鑑みて、アイヌ政策関係者には謙虚な反省を促したいところである。

さらには、アイヌ政策決定において、多くのアイヌ民族の不在のままに、和人が取り仕切るやり方は、先住民族の自己決定権からは理解しがたい非常識であり、先住民族との関係の民主主義があるとは言い難い。この面でも事態は深刻で、従来のアイヌ民族統治の構造は変わっておらず、反省・仕切り直しを促す次第である。

このような事態に鑑みて、またアイヌ政策の窮状に関する国際的支援の拡がり、国際的理解の高まりに鑑みて、われわれは近い将来、現在のアイヌ政策状況に対する批判的提言をまとめ、それを国際連合人権理事会（Nations Human Rights Council）に報告することを予定していて、既にそのネットワーク構築はできている。

先住民族政策への人権アプローチ

まるやま ひろし

丸山 博

スウェーデン・ウプサラ大学フーゴバルンティンセンター名誉博士

先住民族とは誰か

先住民族は一律に決められるものではなく、国際人権法では、先住民族あるいはそれを構成する個人に「自らのアイデンティティを自らの意思で決める権利」が保障され、その権利を行使する際の基準が用意されている。もっともよく引用される基準の一つ、ホセ・マルティネス・コーボの基準は以下の4つからなる。(1) 他民族による侵略あるいは植民地化の前後も同じ領土に居住しつづけていること、(2) 自分たちを現在多数派の社会とは違うと考えていること、(3) 社会の被支配グループであること、(4) 自分たちの文化、社会制度、規範にしたがい、祖先からの領土や民族的アイデンティティを民族としての存続の基盤として保存し、発展させ、将来世代に伝えたいという意思をもっていること。

先住民族の権利に関する国連宣言

先住民族はいずれも、植民地化によって自決権を否定され、今なお差別・抑圧によって社会の周辺に追いやられ、コミュニティとしての結束も文化の全体性も蝕まれてきた。このような先住民族への人権侵害を是正するため、20年以上に及ぶ国連での議論の末、2007年9月13日に国連総会において「先住民族の権利に関する国連宣言」(以下、国連宣言と省略する)が採択された。国連宣言の目的は、歴史的に否定されてきた自決権や関連する人権を回復し、先住民族が現在の不利な状況を克服し、多数派と同様の地位を獲得できるようにすることである¹。そのため、国連宣言は、先住民族に対して、個人としても集団としても、自決権や土地、領土、資源への権利および経済的、社会的、

文化的権利などを保障し、国家にはそれらを実現する義務を課している。国連宣言で謳われた権利はすでに二つの国際人権規約などで確立された権利を先住民族の文脈のなかでとらえなおしたものである²。

アイヌ政策の問題点 その1

今日のアイヌ政策は2009年7月に公表された『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書』に由来する。それによれば³、「国連宣言は、先住民族と国家にとって貴重な成果であり、法的拘束力はないものの……十分に尊重されなければならない」が、「世界に3億7千万人存在するともいわれる先住民族の歴史や置かれている状況は一樣ではない」し、「関連する国のあり方も多種多様である」から、「国連宣言を参照するに当たっては、これらの事情を無視することはできない」。したがって、「我が国としても、同宣言の関連条項を参照しつつ」、「我が国及びアイヌの人々の実情に応じて、アイヌ政策の確立に取り組んでいくべきである」としている。これは国連宣言を誠実に遵守しないと述べているに等しい。

アイヌ政策の問題点 その2

同報告書はまた、アイヌ民族の文化享有権を史上初めて認めた二風谷ダム裁判において重要な役割を果たした「市民的政治的権利に関する国際人権規約」(ICCPR) 27条について、一言も触れていない。原告に加えて被告の国も上記の判決に対して控訴せず、判決は確定したにもかかわらず、である。こうして同報告書は「国及び地方公共団体により実施されるアイヌ政策が、我が国の最高法規である日本国憲法を

1. Anaya S. James. 2009. *International Human Rights and Indigenous Peoples*, 59. New York: Aspen Publishers.
2. Ibid. 63.
3. アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会、報告書、2009, pp. 25-26, <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai10/siryoul.pdf> (2018年2月3日アクセス)
4. 同上書, p. 26
5. Erica-Irene A Daes. 2008. "An Overview of the History of Indigenous Peoples: Self-Determination and the United Nations." *Cambridge Review of International Affairs* 21-1; 23.

踏まえるべきことは当然である」⁴としてアイヌ政策における憲法の役割を強調するのである。しかし、憲法 98 条第 2 項「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」を踏まえれば、憲法に依拠することが国際人権法を無視していいことにはならないのは明らかだ。

世界標準の先住民族政策

国連先住民族に関するワーキンググループの初代議長として国連宣言の制定に最も大きな貢献をしたエリカ・イレーネ・ダエズ氏は、国連宣言について、次のように述べている。「この宣言は人権に関する宣言であって、国際法では人権擁護義務はそれに反する国内法には左右されないことが広く理解されている。人権法は国内法をしのぐのである」⁵。国際人権法は人権を生まれながらにしてすべての人間に等しく与えられた権利として、各国政府に人権の保障を義務付けてい

る。したがって、先住民族政策は既存の国内法が障害となるならば、先住民族の権利を保障する国際人権法にしたがうべきなのである。それが世界標準の先住民族政策の根幹にならなければならない。実際、ダエズ氏のような考えを 1999 年の人権法の制定によって実現しているノルウェーは、ILO 条約 169 号を批准するなど先住民族政策の先頭を走っている。そもそも、憲法の制定にアイヌが先住民族として参加していないこと、また、ノルウェーやフィンランドと違って、憲法を改正しアイヌを先住民族として認める条項を付していないことを考慮すれば、アイヌ政策の根拠として憲法をもちだすこと自体、かつて開拓使が次々と規則や条例等の法律をつくり北海道の植民地化政策を進めていったことと一体何が違うというのだろうか。

大勢がみなさんを応援しています

E.K. ヤマモト 米ハワイ大学教授

Aloha from Hawaii to my friends with the Citizens' Alliance for Better Ainu Policies. It is an honor to have spent time with you two years ago (and several years earlier) in Sapporo discussing strategic next steps in your struggle for Ainu justice. And I greatly appreciated your openness, warmth and kindness to me. I spoke with Professor Yoshida in Hawaii this December about some of the continuing challenges you face as well as some of the progress you have made. It is a long difficult process. But it appears that you are doing the right thing in growing awareness by international scholars and organizations and seeking their support for the justice path you are advancing. Building that broad foundation of awareness and support can make a significant

positive strategic difference in the near and long-term future. I encourage you to keep it up!

I personally have had some health challenges but seem to be somewhat better. As my very small continuing part, I continue to urge American scholars and communities to learn about Ainu history and present-day justice efforts -- and to be strongly supportive. Please know that there are many who support your efforts." With kind regards,

Eric K. Yamamoto

Fred T. Korematsu Professor of Law and Social Justice, University of Hawaii School of Law

アイヌ政策検討市民会議の友人のみなさん、ハワイからアロハ（こんにちは）。

アイヌの正義を実現するための運動の、次のステップの戦略について、札幌でみなさんと一緒に話し合うことができ、光栄でした。

みなさんがこれまでに成し遂げてきた進歩や、なお直面し続ける課題について、今年（2017 年）12 月に吉田邦彦教授と議論しました。これは長く険しい道のりです。しかし、正義の道への支援を得るために、みなさんが日本国内のみならず、海外の学者や国際的な組織にも強く働きかけることは、とても正しいことだと、私には思われます。

幅広い層で意識を共有し、支援体制の基盤を構築できたなら、短期的にも長期的にも、結果に多大な違いが生まれてくるだろうからです。

私も微力ながら、アイヌの歴史や正義のためにいま行なわれている闘いについて学び続けるとともに、強い応援の気持ちをみなさんに送り届けます。

みなさんがやろうとしていることを応援している人々が、どうか忘れないでください。

心を込めて

いまこそ新しいアイヌ政策を！

テッサ・モーリス＝鈴木 オーストラリア国立大学教授

「赤レンガ庁舎」に映し出されたのは……

2018年は、明治維新^{いしん} 150周年であると同時に、日本国がアイヌモシリ（アイヌのくに）を植民地として完全支配下に置いてから150年目の節目に当たります。島の名前を「北海道」とつけかえた1869年を記念して、今年2月、札幌市の中心部に建つ「赤レンガ庁舎」——かつて明治日本帝国北海道庁だった建物——の壁をスクリーンがわりに、プロジェクション・マッピングの派手なショーが上演されましたが、その中には、アイヌ刺繍^{ししゅうもんよう}の紋様をモチーフにした映像も含まれていました。

このことは、いろんな意味で象徴^{しょうちょう}的です。アイヌ文化がこんなふう^{しんとう}に浸透していることに対する祝意^{しゅくい}。また、ショーを見た札幌市民たちは、この島にもともと住んでいたアイヌの歴史に思いを馳せたことでしょう。

でも、赤レンガの壁にちらっと映っただけのイメージは、あまりに薄っぺらで、一過性なものでした。式典が終わったとたんにそのイメージは消え去って、そのあとには、帝国主義国家時代の堅固^{けんこ}なレンガ造りの巨大建築物が、それまでとまったく変わらぬ姿でそびえ続けているのです。

日本政府による近年のアイヌ政策の進め方も、それに少し似ていると思います。

たしかに、特筆すべき進展もあったでしょう。1997年、先住民族差別的な「北海道旧土人保護法」が廃止され、代わりに「アイヌ文化振興法」が成立しました。この年、二風谷ダム裁判^{にぶたに}の判決もくだっています。日本の国会の衆参両院は2008年、アイヌ民族を先住民族と認めるよう政府に求める決議をしました。それを受けて政府が設置した専門家たちの評議会（有識者懇談会）は2009年、「過去において日本国家はアイヌ社会に深刻なダメージを与えた」と報告書に明記しました。これらはすべて、アイヌの歴史と文化の価値を認めるステップだったといえます。

しかしながら、日本政府はアイヌの文化・歴史に対する公式イメージを変化させつつなお、植民地主義国家時代に造った建物を今日まで存続させてきました。アイヌから土地を奪^{うば}い、資源の権利を奪ってきたこと、また日本社会への同化^{どうか}を強^しいた政策に対する補償^{ほしょう}は一向に行なわれませんし、政府の公式な謝罪^{あやま}もありません。研究者たちがアイヌ墓地から掘り取っていった遺骨^{いこつ}や副葬品^{ふくそうひん}の返還手続きがやっと開始されましたが、いまだに数百人分の遺骨が北海道大学に

TIME FOR A NEW APPROACH TO AINU POLICY

2018 marks both the 150th anniversary and of the beginning of full-scale colonization of Hokkaido by the Japanese state. In February 2018, to mark the anniversary of the 1868 renaming of the island as Hokkaido, a spectacular light-show was held in Sapporo, in which a series of images – including images of traditional Ainu textile designs – were projected onto the surface of the great Meiji Era redbrick Old Hokkaido Government Building in the city centre. The event was symbolic at multiple levels. In a sense, of course, it was a celebration of the splendour of Ainu culture and a reminder to all Sapporo citizens of the Ainu history of the island where they live. But the images touched only the surface of the building, and were fleeting and ephemeral. Once the celebration was over, the images vanished, and what remained was the unchanging solid brick edifice constructed by Meiji colonialism.

Developments in the government's Ainu policy over recent decades have often seem a little like that light display. Of course there have been significant achievements. The abolition of the discriminatory “Former Natives Protection Law” and its replacement with an Ainu Cultural Promotion Act in 1997; the Nibutani Dam court ruling of the same year; the 2008 decision by both houses of the Japanese Diet recognising the Ainu people as an indigenous people; and the recognition by the 2009 Expert Council on Ainu Policy of the Japanese government's historical role in inflicting severe damage on Ainu society – all of these marked steps in the recognition of the value of Ainu culture and history.

And yet, beneath the changing official image of Ainu history and culture, the hard edifice created by Meiji colonialism survives to the present day. No compensation has been paid for the forced expropriation of land and resource rights from Ainu people, or for the effects of forced assimilation policies. No official state apology has been issued. Though the process of returning the human

Part 4 市民によるアイヌ政策をめざす

と留め置かれているばかりか、それとは別にさらに数百人分の骨が日本国内外の大学・博物館に保管されたままです。新しい慰霊施設にこれら遺骨を再集約するという政府の計画は、各地アイヌ・コミュニティの希望に添ったものではありません。政府からアイヌに対するこのようなトップダウン式のアプローチは、植民地主義国家のやり口そのものです。

過去の枠組みを新しいアプローチで打破しよう

かように難しい状況にあって、アイヌ政策検討市民会議のみなさんはこの2年間、アイヌたちと和人たちの間を取り持って、遺骨返還や先住民族の権利といった問題を解決するための議論の場を設けてこられました。長きにわたる植民地主義の負の遺産に立ち向かい、乗り越えるために、新しいアプローチによるアイヌ政策を模索なさってきました。

カナダ、アオテアロア／ニュージーランド、オーストラリアなど、ここ数十年で土地・資源に関する先住民族の権利を政策の中核に据えてきた国々のことも参考にされていますね。これらの国々もそれぞれ固有の問題を抱えていますが、いずれも、「植民地主義による強奪」の法的枠組みを解体するというステップは必ず踏んできています。

市民同士つながっているみなさんの未来に対するビジョンを、私は讃えたいと思います。アイヌ・コミュニティの内部でみずから交わされる議論から生まれるものこそ、なにものにも勝る政策だからです。それは国家政府とか外部“有識者、とかに上から押しつけられるものでは決してありません。

明治維新から150年。この長い時間が、みなさんのビジョンを熟成させてきたと言えるかもしれません。植民地主義という名の堅固な建物を、いまこそ打ち壊す時です。

remains and ceremonial items pillaged from Ainu graves by researchers and collectors has begun, the remains of many hundreds of people are still held in the University of Hokkaido, and hundreds more are held in universities and museums throughout Japan and worldwide. State plans for a ceremonial resting place for these remains have not been based on proper recognition of the wishes of Ainu communities themselves, and reflect the top-down approach characteristic of colonial paternalism.

In these difficult circumstances, the Citizens' Alliance for Reexamining Ainu Policy has for the past two years been bringing together Ainu people and Wajin to debate issues of redress, repatriation of remains and indigenous rights, and to put forward a new approach to Ainu policy that would seriously confront and overcome the enduring negative legacies of colonialism. These proposals draw on the experiences of other countries, including Canada, New Zealand and Australia, where issues such as land and resource rights have been at the centre of indigenous policy for decades. All of these countries face their own problems, yet all have taken significant steps to dismantle the legal structures of dispossession created by colonialism.

I commend the Citizens' Alliance's vision for the future. This vision is important above all because it is one that emerged from debate within Ainu communities themselves, and is not imposed from above by governments or external "experts". 150 years after the Meiji Restoration, the time is surely ripe for such a vision. It is time for Ainu policy finally to break out of the structures of colonialism.

Tessa Morris-Suzuki
Australian National University.

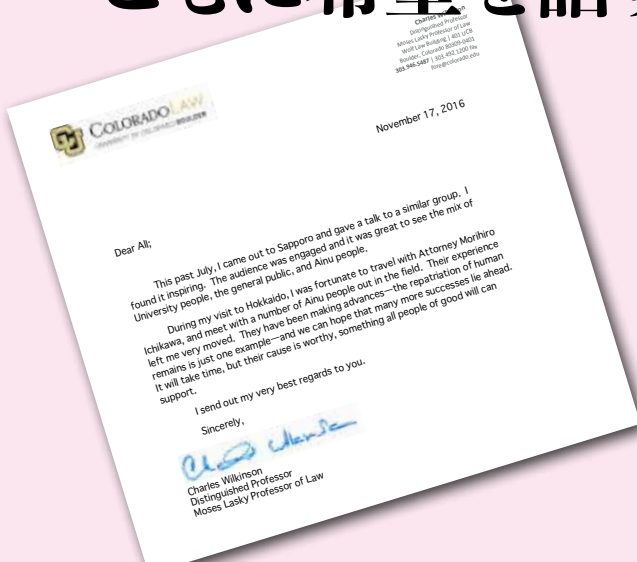
ともに希望を語り合おう

C. ウィルキンソン 米コロラド大学名誉教授

さる6月、札幌のみなさんの前でお話しさせていただく機会がありました。会場にお越しくくださったみなさんが、大学人、一般市民、アイヌ、非アイヌといった立場を越えて、熱心に聞き入ってくださる姿に、私は奮い立つ思いでした。

この時はまた、アイヌ遺骨返還請求裁判の原告代理人である市川守弘弁護士のご案内で北海道の各地を訪ねて回り、大勢のアイヌの人たちとお会いすることができましたが、そこで聞いた体験談の数々に感動したことも忘れられません。遺骨の取り戻しに成功するなど、先住権をめぐる闘いで成果を上げつつあるみなさんの未来には、大きな可能性が広がっているといえましょう。時間はもう少しかかるかも知れませんが、でも、善意あるみなさん全員で支えていくにふさわしい道のりだと思います。

2016年11月17日



これまでのアイヌ政策検討市民会議の活動（2016年～2017年）

第1回アイヌ政策検討市民会議（2016年4月9日）

丸山 博 アイヌ政策検討市民会議の設立にあたって
吉田邦彦 アイヌ民族の政策諸課題——論点整理の試み

第2回アイヌ政策検討市民会議（2016年8月20日）

丸山 博 第2回市民会議の開催にあたって
井上勝生 アイヌ共有財産裁判からの報告
清水裕二／小川隆吉／畠山 敏 アイヌ人骨返還リレートーク
吉田邦彦 アイヌ人骨返還に関する声明文
テッサ・モーリス＝鈴木 連帯のメッセージ

第3回アイヌ政策検討市民会議（2016年11月19日）

宇梶静江 アイヌなるものを探し求めて
畠山 敏 アイヌ先住権復興を目指す～クジラ漁業をめぐる～
若月美緒子 教科書問題／落合講演問題
上村英明 森林認証と先住民族

第4回アイヌ政策検討市民会議（2017年3月18日）

若月美緒子 2・18集会の報告と落合講演問題の今後
宇梶静江 アイヌ漁業権の回復をめざして
島田あけみ ダコタ・パイプラインをめぐるネイティブアメリカンの闘いへの連帯
／政府のアイヌ政策と市民会議に対する私の思い
吉田邦彦 国立アイヌ博物館構想への対案
貝澤耕一 アイヌの土地・森林の管理について
丸山 博 生物多様性条約8条j項と先住民族文化
マーク・ウィンチェスター ヘイトスピーチ解消法とアイヌ

第5回アイヌ政策検討市民会議（2017年6月18日）

広瀬健一郎 先住民族教育権回復の戦略—カナダからの示唆
田澤 守 樺太アイヌからみたアイヌ政策の根本問題
萱野志朗 アイヌ語の復興
ジェフ・ゲーマン 先住民族の教育文化権について

第6回アイヌ政策検討市民会議（2017年10月1日）

田中 宏 二風谷訴訟が投ずる問題点・課題
吉田邦彦 アイヌ遺骨は何故アイヌ民族に戻らないか
若月美緒子／平山裕人 落合問題の顛末

アイヌ政策検討市民会議

Citizens' Alliance For The Examination of Ainu Policy

世界標準の
先住民族政策を
実現しよう！
中間リポート
2018・4

発行日 2018年4月15日

編集・制作・発行 アイヌ政策検討市民会議 呼びかけ人代表 丸山 博
〒060-0061 札幌市中央区南1西5 愛生館ビル 5F501
さっぽろ自由学校「遊」気付

URL <https://ainupolicy.jimdo.com>

TEL 011-252-6752 FAX: 011-252-6751

寄付口座 ゆうちょ銀行 02710-4-71095

電子版を市民会議ウェブサイトで無料公開しています。
著作権は各執筆者に帰属します。

500円